

1

2026
January
VOL.798

神奈川 トラック時報



謹
賀
新
年

TOPICS

- ◆年頭挨拶
- ◆丸五運輸株式会社 阿部誠一郎様が黄綬褒章を受章されました
- ◆令和7年 神奈川運輸支局陸運関係従事者表彰式

パソコン・スマホ版へ
簡単アクセス!



パスワードは、会員の皆様にお送りしている冊子版の「トラック時報」にてご確認ください。こちら(WEB版)には掲載しておりません。

CONTENTS

	1	迎春
年頭挨拶	2	年頭挨拶 一般社団法人 神奈川県トラック協会 会長 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 神奈川県支部 支部長 吉田 修一
	4	年頭挨拶 神奈川県知事 黒岩 祐治
	5	年頭挨拶 関東運輸局長 藤田 礼子
	6	年頭挨拶 関東運輸局 神奈川運輸支局長 柳瀬 光輝
	7	年頭挨拶 神奈川労働局長 児屋野 文男 ／年頭挨拶 神奈川県警察本部 交通部長 加藤 雅道
	8	年頭挨拶 神奈川県自動車交通共済協同組合 理事長 高橋 浩治 ／年頭挨拶 神奈川県貨物自動車事業協同組合連合会 会長 飯沼 健史
TOPICS	9	丸五運輸株式会社 阿部誠一郎様が黄綬褒章を受章されました ／令和7年 神奈川運輸支局陸運関係従事者表彰式
	10	デザインコンテスト作品集を配布しました／ラッピングトラックのお披露目を行いました!! ／荷主団体との懇談会を開催しました(生コン輸送部会)
	11	神奈川県内トラック運送事業の働き方改革に関する実態調査報告書について
	12	神奈川県による大型等運転免許取得促進奨励金について
	13	県の奨励金は神ト協の免許資格取得助成金と併用ができます
Information	14	自動車運送事業者対象(トラック・バス・タクシー)グリーン経営認証取得講習会(神奈川)
	16	特殊車両通行許可制度を活用している皆様へ
	17	労務対策で企業を守る情報を特設ページに掲載しています。
	18	2026年1月から「下請法」は「取適法」へ!
	20	「正しい運転・明るい輸送運動」実施結果報告書
	21	各種助成事業の申請はお済みですか?
	22	BCP研修開催のご案内
	23	「標準的運賃」等相談窓口について
	24	運行管理者試験受験対策セミナーのご案内
	26	適性診断(初任・適齢)受診料助成のお知らせ
	28	可搬型運転操作検査器(アクセスチェッカー・ミニ)貸出のご案内
	29	「求荷・求車情報システム説明会」開催のご案内
	30	「自動点呼機器説明会」開催のご案内
	31	令和7年度睡眠時無呼吸症候群(SAS)対策セミナー開催のご案内
	32	予約制による健康診断の開催予定表(1月、2月)
	33	無料法律相談のお知らせ／運送申込・書面化アプリ本格運用の開始について(全ト協) ／令和7年度 年末年始の輸送等に関する安全総点検実施報告について
	34	年末年始の輸送等安全総点検実施報告書(トラック)
	36	タイヤゲージ使用モニター募集のお知らせ
総合安全プラン2025	37	安全教育リーダー養成講座のご案内(Gマーク加点対象)
	38	ドライバー向けエコドライブ講習会開催のご案内(Gマーク加点対象)
	40	ドライブレコーダー活用講座のご案内(Gマーク加点対象)
	41	初任運転者法定15時間オンライン研修のご案内
適正化だより	42	2025年度 安全性評価事業(Gマーク制度)【安全性優良事業所】に全国で7,223事業所を認定
	43	令和7年 安全性優良事業所(Gマーク)関東運輸局長表彰式が開催されました
	44	令和7年度「初任運行管理者実務研修会」開催のご案内
	45	適正化巡回指導報告 令和7年8月分
ブロックだより	46	【川崎ブロック】川崎市内の中小貨物運送事業者を対象に支援金を交付します!
	47	【川崎ブロック】第3回 ブロック運営会議を開催しました ／【県央ブロック】交通遺児のため寄付贈呈を行いました
青年部会だより	48	第2回全体会議を開催しました
	49	高風子供園訪問事業を開催しました／(一社)神奈川県 トラック協会青年部会入会のご案内
NEWS BOX	50	委員会・会議開催情報／今後の主な会議・行事予定／新規入会／県内の交通事故 ／交通事故死者数ワースト3／一般貨物自動車運送事業用車両(トレーラーを除く)の推移
	51	車両台数調査票のご返送のお願い／もってけ カナちゃん／月間ベストセラーズ
神貨協連情報	52	神奈川県優良組合表彰を受賞しました／ミドリ安全㈱安全用品特価販売のご案内(組合員様限定)
陸災防情報	53	フォークリフト講習等 資格取得のご案内(令和8年1月～3月)
	54	テールゲートリフター特別教育講師(インストラクター)養成講座のご案内
	55	荷役災害防止担当者研修(陸運事業者・荷主等向け)
	56	労働安全衛生法改正の主なポイント
広告	57	神奈川県自動車交通共済協同組合

年頭のごあいさつ

2026

迎春

令和八年 元旦

一般社団法人 神奈川県トラック協会

年頭のごあいさつ

一般社団法人 神奈川県トラック協会 会長
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 神奈川県支部 支部長

吉田 修一



新年あけましておめでとうございます。令和八年の新春を迎えるにあたり、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

はじめに、会員事業者の皆様ならびに関係各位におかれましては、平素より当協会の運営に対し、格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。心より御礼申し上げます。

本年、私は会長就任から節目となる十年目を迎えました。これまで多くの諸課題に向き合いながらも大役を果たすことができ、また当協会が内外からも高い評価をいただいていることは偏に皆様方の御支援御協力の賜物と改めて御礼申し上げます。就任当初より一貫してお願いしていることは「交通事故、労働災害の撲滅」です。我々の業界に取りましては永遠のテーマではあります、まずはこの社会的責任を果たすことが必要不可欠であり基本であると考えます。今後も御努力くださいますようお願い申し上げます。

昨年を振り返りますと、全国各地で自然災害が相次ぎ、地域の暮らしや経済活動に大きな影響を及ぼしました。そのような中、トラック運送業界は、緊急時の物資輸送や日常生活を支える物流の確保を通じ、社会インフラとしての役割を果たしてまいりました。昼夜を問わず現場で輸送を支えてこられた会員事業者の皆様のご尽力に、改めて深く敬意を表します。

一方で、世界情勢の不安定化に伴うエネルギー価格の高止まりや物価上昇は続いており、トラック運送事業を取り巻く経営環境は依然として厳しい状況にあります。燃料費のほか、ドライバー不足や働き方改革への対応など、輸送コストを押し上げる要因が重なり、価格転嫁が十分に進まない現状にあります。そのような中、神奈川県及び自治体をはじめ関係機関において各種支援策を講じていただいていることに、心より感謝申し上げます。あわせて、県による「運

輸事業振興助成交付金」につきましても、これまでのご支援に深く感謝を申し上げます。同交付金は、交通安全対策、環境・省エネ、DX推進、労働環境の改善や人材確保、災害時の輸送確保など、現場に直結する取り組みを支える極めて重要な財源です。協会といたしましては、それぞれの目的に合わせた中で最大限の有効利用を考え、今後とも広く公共に役立つように努めて参る所存です。

さて、我々を取り巻く事業環境も大きく変わりつつあります。ご案内のとおり、4月からは軽油引取税の暫定税率が撤廃され、燃料費負担の一部軽減が期待されています。しかしながら運賃に対するその比率は決して大きなものではなく、マスコミで報道されるように物価を押し下げる要因となり得るものではありません。荷主をはじめ関係各位への丁寧な説明が必要と考えます。

今年度は、平成二年の物流二法以来、物流を取り巻く制度が大きく動きだす節目の年でもあります。規制緩和のもと全国の事業者数は4万社から6万社に激増し、過当競争を繰り返してきたトラック運送業界においては、運賃や労働環境をはじめとする経営基盤の脆弱化が課題として積み重なってきました。現在講じられている各種施策は、こうした経緯を踏まえ、物流の担い手が安心して事業を継続できる環境を整えるための重要な一步であると受け止めています。

昨年公布された「物流改正法」では、長時間の荷待ちや無償の付帯作業の是正等の荷主対策等の法制化、燃料サーチャージの明確化、トラック・物流Gメンによる指導・監視の強化など、サプライチェーン全体の適正化を後押しする内容となっております。加えて、改善基準告示の改正・施行から2年目を迎え、拘束・休息・連続運転等の基準に沿った運行管理の徹底が一段と重要になります。

また、「トラック適正化二法」では、許可の更新制度の導入、国が定める「適正原価」を下回る運賃・料金への対応、委託次数の制限、白ナンバーの取り締まり強化などが盛込まれ、輸送安全の確保、事業の健全な発達、公正で透明な取引慣行の確立が求められています。当協会は、国土交通大臣指定の適正化事業実施機関として、この趣旨の徹底に向け、巡回指導・相談窓口・研修の充実、契約の書面化と対価の明確化、標準的な運賃および燃料サーチャージの適正運用、荷待ち・無償付帯作業の是正、過労運転・過積載等のコンプライアンス徹底を、行政・荷主団体との連携を強化しつつ、一層力強く推進してまいります。あわせて、脱炭素（GX）に向けた国の支援策の活用や、カーボンプライシングの動向も注視し、持続可能な物流への移行を後押ししてまいります。

こうした状況を踏まえ、当協会では本年のテーマとして「あたりまえを、変えるとき。」を掲げました。長時間の荷待ちや無償の付帯作業、過度な価格競争など、これまで業界で当然とされてきた商慣行は、現場の努力によって支えられてきましたが、持続可能な物流を考えたとき、見直しが避けて通れない課題となっています。今求められているのは、「これまで通り」に安住するのではなく、安全と人を最優先に据え、適正な取引と対等なパートナーシップへと一歩踏み出すことです。物流は運送事業者だけで成り立つものではなく、荷主企業、行政、そして消費者の皆様とともに支える社会基盤であります。

当協会といたしましては、このテーマのもと、会員の皆様と力を合わせ、変えるべきものは変えながら、持続可能で信頼される物流の実現に向けて取り組んでまいります。

また、これらの諸課題の解決には、政治との関係も重要であります。業界の声を政策に反映させるため、国政選挙や各自治体の選挙等において、ぜひ投票に足をお運び

いただきたくお願い申し上げます。

陸災防神奈川県支部につきましても、昨年は会員の皆様、関係者の皆様から多大なるご理解・ご協力を賜りましたことに、心から感謝申し上げます。令和7年11月時点での県内道路貨物運送業における労働災害の発生状況につきましては、死亡および休業4日以上の死傷災害は令和6年同月末との同期比較で26人減の675人となりました。死亡災害は5件で、その内訳は交通事故2件、荷役運搬作業中2件、その他1件と、昨年と同数であります。陸災防では、厚生労働省が策定した第14次労働災害防止計画において、第13次計画期間の災害総件数から、死亡災害・死傷災害ともに5%以上の減少を目標に掲げております。本年も、会員事業場と作業場所を管理する荷主等が連携して安全衛生対策を講じる重要性に鑑み、「荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく荷役災害防止対策を推進いたします。あわせて、交通労働災害の防止、過重労働の防止、腰痛予防対策を実施してまいります。現在、労働安全衛生法の改正が段階的に進められており、会員事業場が取り組むべき改正内容の周知徹底も図ってまいります。

このように、我々業界が取り組むべき課題は多岐にわたりますが、問題点を的確に把握し、会員の皆様のご意見を伺いながら、「会員のための協会」を目指して役職員一同、最善を尽くしてまいります。また、これらの実現のためには、会員の皆様お一人お一人が同じ方向を向き、同じ思いで各種課題に取り組んでいくことが必要不可欠であると考えております。皆様の更なるご理解・ご支援・ご協力を願い申し上げます。

結びにあたり、新しい年も業界にとって良い年でありますように、また、皆様にとつても素晴らしい一年となりますよう祈念いたしまして、私からの年頭の挨拶とさせていただきます。

令和8年 年頭のごあいさつ

神奈川県知事

黒岩 祐治



あけましておめでとうございます。

社会環境が大きく変化する中で、性別や年齢、障害の状態、国籍などにかかわらず、異なる価値観や背景を持つ人々が互いに認め合い、支え合いながら暮らすことのできる「共生社会」の実現が求められています。

今年は、津久井やまゆり園事件から10年の節目の年です。あのような大変痛ましい事件が二度と繰り返されないよう、県は、「ともに生きる社会」の実現を目指してさまざまな場面で「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念を県民の皆様にお伝えし、全庁を挙げてこの問題に向き合いながら、取組を進めてきました。

さらに、グローバル化が進む中で、海外進出する県内企業の増加や外国籍県民の増加など、神奈川と世界との結びつきはますます強まっています。

県では、経済成長の著しいベトナムとの交流を進めてきました。神奈川の魅力や強みを発信してきたことで文化的な交流とともに、経済的な交流も深まってきた結果、神奈川県に進出したベトナム企業は延べ22社となり、これまで継続的に交流を重ねてきた成果が確実に現れていると感じています。

また、人手不足が深刻化する中で、外国人労働者の活躍は欠かせないものとなっています。外国籍県民を含むすべての人が、国籍や文化の違いを超えて、多様性を理解し、お互いに地域の一員として認め合い、活躍

できる「多文化共生社会」の実現を推進していきます。

そして、このような社会を支えるために欠かせないのが物流業界です。国内貨物輸送量の約92%を占めるトラック運送業界は、私たちの生活を下支えし、日々の暮らしに安心を届けてくださっています。特に災害時や非常時には、生命線となる緊急物資の輸送において、県トラック協会の皆様には多大なご協力をいただいております。日常生活でも、コンビニエンスストアの商品や家庭に欠かせない物資がいつでも手に入るのは、物流業界の皆様が昼夜を問わず働いてくださるおかげであり、この場を借りて深く感謝申し上げます。

物流業界は現在、物価高騰や人手不足などにより大変厳しい状況にあると推察いたします。こうした中、県では、中小貨物運送事業者の皆様へ燃料価格高騰に対する支援や、従業員等のトラック運転免許取得費用を支援する事業を昨年度に引き続き実施しております。このような支援を通じて、中小貨物運送事業者の皆様をしっかりと支えてまいります。

県民の皆様一人ひとりの「いのち」が輝くやさしい社会の実現を目指し、本年も全力を尽くしてまいる所存です。

結びに、新しい年が皆様にとって素晴らしい年になりますことを祈念いたしまして、新年の挨拶といたします。

令和8年 年頭の辞

関東運輸局長

藤田 礼子



新年おめでとうございます。

年頭に当たり、新春の御挨拶を申し上げます。

自動車運送事業者におかれましては、平素より、安全・安心なサービスを提供するため日々ご尽力されておりますことに、心から敬意を表します。

昨年は、物価の高騰、生産年齢人口の減少やいわゆる「2024年問題」による労働力不足など、運輸等の産業は、様々な課題に直面してまいりました。

関東運輸局としましては、国土交通省をはじめ政府として講じている支援策を活用し、安全・安心をしっかりと確保した上で、利用者利便向上、経営環境や労働環境の改善などの取り組みを引き続き行ってまいります。

以下、関東運輸局が取り組む施策について申し上げます。

深刻化する労働力不足への対応につきまして、いわゆる「2024年問題」は、昨年も様々な場で申し上げたとおり、2024年で終わりではなく、2030年に向け人手不足は今後益々厳しい状況になると見込まれるため、引き続き、対策を強化していく必要があります。

制度面では、昨年4月に改正物流法が一部施行され、翌5月には改正下請法が成立、さらに翌6月には、2024年問題対応の制度面での総仕上げとして、議員立法により事業許可更新制など盛り込んだトラック適正化二法が成立するなど、取引環境の適正化やドライバーの賃上げの実現に向け、着々と取組が進んでいます。

これらの法改正を通じて、物流事業者だけではなく、荷主側においても物流事業者と協力して物流をよくしていくこうという機運が、これまでになく高まっていると感じています。それでもなお、中小企業庁の価格交渉促進月間の調査結果をみますと、トラック運送業は、価格交渉・価格転嫁とともに他業種と比較して進んでおらず、引き続き改善が必要な状況となっています。適正運賃の収受のためには、荷主側のみならず、事業者側の取組も大変重要です。元請を中心として、事業者の皆様には、改正法の着実な履行とともに、荷主等に対し、適正原価にかかる法施行までは標準的運賃の活用や、実運送のコストを踏まえた価格交渉

に取り組んでいただくようお願いいたします。

また、トラック・物流Gメンは、昨年10月と11月の集中監視月間には、公正取引委員会のほか、各都県労働局や労働基準監督署と連携し、荷主等への合同パトロールを実施するとともに、悪質な荷主等に対しては厳正に是正指導を行い、取引環境の改善に努めてまいりました。

関東運輸局としましては、国土交通本省や関係省庁との連携を一層強化し、改正法の周知浸透や荷主・消費者等への働きかけに取り組み、持続可能な物流の実現に向け、また、トラック業界が更に魅力的な産業として発展するよう全力で取り組んでまいります。

次に、交通の安全・安心の確保につきまして、自動車運送事業の監査では、昨年6月、全国規模の貨物運送事業者である日本郵便において、点呼の未実施や不実記載が多数の営業所で確認されたことから、一般貨物自動車運送事業の許可取消処分を行いました。今後も、重大かつ悪質な法令違反の疑いのある事業者に対しては、集中的な監査を実施するとともに、厳格な処分を講じてまいります。

また、自動車運送事業の安全対策については、「事業用自動車総合安全プラン2025」に基づき、毎年度「関東地域事業用自動車安全施策」を策定し、継続的なフォローアップを行っているところ、令和8年度からは新たなプランが策定されるため、これに基づき安全施策を策定し、より一層の事故防止を目指してまいります。

さらに、自動車運送事業関連の手続については、昨年9月よりオンライン申請を順次開始しました。来所に要する時間の削減により、申請者の利便性向上を期待しています。

以上、新しい年を迎えるにあたり、関東運輸局における施策、所信の一端を申し上げましたが、これらの実効性を高めるためには、運輸事業者をはじめとする関係者と連携した一体的な取り組みを進めが必要不可欠であります。

今後とも、関東運輸局の行政の推進に関し、皆様のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、私の新年の挨拶とさせていただきます。

年頭挨拶

関東運輸局 神奈川運輸支局長

柳瀬 光輝



令和8年の新春を迎え、神奈川県トラック協会並びに会員の皆様に謹んで新年のご挨拶を申し上げます。また、平素より国土交通行政に対し、格別のご理解とご協力を賜っておりますことに、厚く御礼申し上げます。

昨年は、いわゆる「2024年問題」への対応が本格化し、時間外労働の上限規制や改正改善基準告示の適用により、物流業界は大きな転換点を迎えました。しかし、物流危機は2024年で終わりではなく、始まりです。2030年に向けて人手不足は一層深刻化する見込みであり、引き続き、対策を強化していく必要があります。

制度面では、改正物流法の一部施行に続き、本年4月からは一定規模以上の事業者に対し、物流統括管理者の選任や中長期計画の策定・報告義務が課されます。また、取適法が本年1月に施行され、発荷主による不当な取引の是正や情報提供者保護の仕組みが整備されました。さらに、トラック適正化二法により、許可更新制や適正原価の遵守義務、委託次数の制限、違法な「白トラ」への荷主取り締まりが定められ、業界の健全化に向けた制度が着実に進展しています。

こうした法改正を実効あるものとするためには、荷主側のみならず、事業者側の取組も不可欠です。改正法の履行とともに、実運送コストを踏まえた価格交渉を徹底し、運賃収入の上昇分はドライバー給与の引上げに反映いただくようお願い申し上げます。中小企業庁の調査では、価格交渉・価格転

嫁の進捗は他業種に比べ遅れしており、改善が急務です。

神奈川運輸支局としては、関東運輸局や関係省庁と連携し、トラック地方協議会を通じた改正法の周知浸透、荷主・消費者への働きかけを行ってまいります。さらにトラック・物流Gメンによる監視・是正指導を強化するなど、あらゆる施策を総動員して取引環境の適正化とドライバーの賃上げ推進に全力で取り組みます。

また、喫緊の課題である人材確保については、運輸業の魅力を、防衛省と連携した退職予定自衛官へのPRや、高等学校等への訪問活動を通じて後押ししてまいります。

最後に、輸送の安全確保はすべての取組の基盤です。「事業用自動車総合安全プラン2025」に基づき、事故防止対策を一層強化し、皆様とともに安全文化の定着を図ってまいります。

本年も、国民生活と経済活動を支える物流の持続可能性を確保し、トラック業界がより魅力ある産業として発展するよう、皆様と力を合わせて取り組む一年にしたいと考えております。引き続き、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げまして、新年のご挨拶とさせていただきます。





令和8年の新春を迎えるに当たり、一般社団法人神奈川県トラック協会及び会員の皆様に謹んで新年のお慶びを申し上げますとともに、日頃から厚生労働行政の推進に多大なる御理解と御協力を賜っておりますことにつきまして、厚く御礼を申し上げます。

トラック運転者につきましては、令和6年4月から時間外労働の上限規制及び改正改善基準告示の適用が開始されましたが、トラック輸送を取り巻く環境をみると、依然として取引慣行など個々の事業者の努力では解決できない問題が存在いたします。

そのためトラック事業者、荷主企業、運送元請会社などの関係者がより一層連携して、商慣習の見直しに取り組むことが大

であると考えております。

当局では、局及び労働基準監督署で編成した荷主特別対策チームにおいて、引き続き発着荷主等に対し長時間の恒常的な荷待ち解消に向けた要請と働きかけを実施していくとともに、個々の事業主が賃金引上げ等の環境変化へ円滑に対応できるよう、適切な価格転嫁を後押しするなど、その環境整備に努めてまいります。

本年も、皆様方の御理解、御協力を賜りますよう、改めてお願い申し上げますとともに、貴会及び会員の皆様のますますの御発展と御健勝を祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。



明けましておめでとうございます。

一般社団法人神奈川県トラック協会の皆様には、輝かしい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、貴協会におかれましては、平素から警察行政の各般にわたり、深い御理解と御支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

貴協会にありますては、高校生に対するスケアード・ストレイト方式による交通安全教室の実施をはじめ、交通安全こどもショーの開催など、県民を交通事故から守るために活動に御尽力をいただいておりますことに、重ねて感謝を申し上げます。

さて、令和7年の県下における交通事故情勢につきましては、皆様もご存じのとおり、統計史上最少を記録した令和6年から一変

し、年始から交通死亡事故が多発し、厳しい1年となりました。

こうした中、依然として事業用貨物自動車が関係する交通事故も発生していることから、貴協会におかれましては、引き続き交通事故防止及び交通安全意識の向上に努めていただきたく存じます。

県警察といたしましては、本年も悲惨な交通事故を防止し、道路利用者の安全確保のための意識の醸成と交通秩序の維持のため、各種施策を強力に推進してまいります。

今後とも、引き続き交通安全意識の高揚にお力添えを賜りますようお願い申し上げるとともに、貴協会及び会員の皆様の益々の御発展と御健勝を祈念いたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。



新年あけましておめでとうございます。
神奈川県トラック協会会員の皆様には健
やかに令和8年の新春をお迎えのこととお
慶び申し上げます。

昨年を振り返りますと、「2024年問題」
を背景として公布された改正物流法が4月
から本格施行され、「取引の透明化」と「物
流の効率化」に向けた制度が、新たな段階
に移行いたしました。加えて6月には、トラッ
ク適正化二法が成立し、許可制度の更新制
導入、適正原価を下回る運賃の是正、その
他にも業界が長年抱えてきた課題の改善に
ついて、明確な方向性が示され、解決に向
けて着実に歩み始めました。

2026年4月以降では、「2030年問題」へ
の対策として、「中・長期的な計画の作成」
や「物流統括管理者の選任」など、新たな
内容が施行されます。また、軽油引取税に
含まれる旧暫定税率の廃止も確実となり、
国民生活及び経済活動の基盤となる運送業
界の課題を解決するため、業界のみならず、
国全体で動きが本格化しています。

当組合におきましても、治療費や整備費
の増加、標準工賃・調査費用の引上げなど
が、共済事業に大きな影響をもたらしており、
今後の事業基盤を堅固なものとし、業績回
復を図るため、2025年10月に基本共済掛金
の改定を含む共済契約制度の一部改定を実
施いたしました。

2025年度中間決算の業績では、対人共済
において、2024年度と比較して3億円を超
える支払共済金・備金の減少が見られ、一
定の改善傾向が確認できました。

しかしながら、対物共済では、物価高騰
や修理費単価の上昇が収支に大きく影響し、
依然として厳しい決算状況にあります。

下半期では、業績回復と配当金の実施に
向け、事業運営の改善に尽くし、役職員一同、
引き続き誠心誠意取り組んでまいります。

結びにあたり、本年も関係各位のご指導
ご鞭撻をお願い申し上げますとともに、皆
様の益々のご健勝とご繁栄を心よりご祈念
申し上げ、新年のご挨拶といたします。



新年明けましておめでとうございます。
謹んで新年のお慶びを申し上げますとともに、
平素より当連合会へのご理解とご協力
に心より御礼申し上げます。

昨年を振り返りますと、大阪・関西万博
の開幕により未来社会への期待が高まり、
生成AIの進化は産業や生活に大きな変革を
もたらしました。一方で、円安や物価高の
影響が続き、経済環境は依然として厳しい
状況にあります。また、日本初の女性首相
となる高市総理の誕生は、政治の新たな時
代を象徴する出来事でした。

トラック運送業界では、時間外労働の上
限規制とドライバー不足により輸送力の低
下が避けられず、2030年には3割超の不足
が予測されています。私たちの業界は、食
料や生活必需品、医薬品、建設資材など、日々

の暮らしを支える物流の要であり、その停
滞は社会全体に大きな影響を及ぼします。
国民生活を支える重要なインフラとして持
続可能な物流を実現するためには、適正運
賃の収受をはじめ、官民一体の取り組みが
ますます重要となります。

当連合会では、「競争力のある価格を安
定供給する」燃料事業や資材斡旋など、ス
ケールメリットを活かした共同事業を推進
し、組合員の経営基盤を支えてまいります。
また、協同組合の理念である「相互扶助」
の精神を大切に新時代にふさわしい組合像
を追求し、より魅力ある連合会を目指して
まいります。

本年も変わらぬご支援をお願い申し上げ、
年頭のご挨拶といたします。

01

TOPICS

丸五運輸株式会社 受章されました

丸五運輸株式会社代表取締役であり、神奈川県トラック協会理事である阿部誠一郎様が長年のトラック運送業界への業務精励の功績から、令和7年秋の褒章にて黄綬褒章を受章され、11月21日に国土交通省にて伝達式が行われました。

併せて、互興運輸株式会社代表取締役である徳橋三郎様及び株式会社富島代表取締役である内田裕久様のご両名が通関業への業務精励の功績から、黄綬褒章を受章されました。誠におめでとうございます。

阿部誠一郎様が黄綬褒章を



02

TOPICS

令和7年 神奈川運輸支局陸運関係従事者表彰式

関東運輸局 神奈川運輸支局は11月21日(金)自動車会館において、「令和7年 神奈川運輸支局陸運関係従事者表彰式」を開催しました。この表彰は陸運関係事業に従事して、永年当該事業の業務に精励し、成績優秀とともに他の模範となり、事業の振興に貢献した方々に贈られるもので、本年はバス・ハイタク・販売・運行管理・整備管理など、各部門から41名が受賞されました。そのうち、運行管理者部門において2名・整備管理者部門においては1名の方が受賞し、柳瀬光輝神奈川運輸支局長より表彰状が授与されました。

運行管理者受賞者（敬称略）

氏名	会社名
高瀬 宏明	(株) 金谷商運
有馬 隆之	(有) 有馬商事

整備管理者受賞者（敬称略）

氏名	会社名
鈴木 義輝	(株) 金谷商運



表彰式の様子



03 デザインコンテスト作品集を配布しました

第26回夢を運ぶトラックデザインコンテストの作品集が出来上がり、神奈川県内の小学校、入賞者へ作品集を配布いたしました。作品集は、神奈川県トラック協会HPの「トラメディ」より閲覧できます。夢がいっぱいいつまつた作品を是非ご覧ください。



04 ラッピングトラックのお披露目を行いました！！

広報委員会の事業計画に基づき、神奈川県内の小学校児童を対象に開催している「夢を運ぶトラックデザインコンテスト」において、応募総数7,903点より最優秀作品に選定された絵画3作品（低学年の部・中学年の部・高学年の部）をトラックにラッピングしました。12月5日(金)横浜市立大岡小学校にて(有)ネクスト・ワン様のご協力により、中学年の部最優秀賞作品のお披露目を行いました。タイトルは「ゆめのよこはま」という作品です。トラックにラッピングされた横浜らしさあふれる絵に子どもたちはとても喜んでいました。



05 荷主団体との懇談会を開催しました（生コン輸送部会）

11月17日(月)、11時より新横浜ファーストビルにおきまして生コン輸送部会（部会長 妹尾洋）の事業計画に基づき、次の荷主団体（神奈川生コンクリート協同組合・湘南生コンクリート協同組合・玉川生コンクリート協同組合・神奈川西部生コン協同組合）と懇談会を開催しました。

懇談会では、各荷主団体より生コンクリート出荷実績及び今期出荷見込等について報告がされた後、当部会から業界の現況として、「標準的運賃の収受」、「トラック適正化二法の施行に係る影響」、「特定技能外国人の受入れ」、「現場内に於ける車両導線確保などの安全確保徹底」などについて各協同組合へ業界の現況報告が行われ、その後、忌憚の無い意見交換がされました。





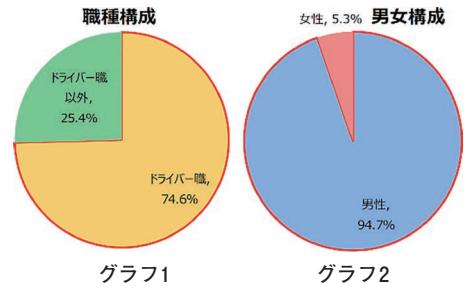
神奈川県内トラック運送事業の働き方改革に関する実態調査報告書について

■問合せ先 事業部 SC 統括課 TEL 045-471-8882

本年9月に実施した標記実態調査の報告書が出来上りましたので下記に調査結果の要旨を掲載いたします。

前回調査より上昇↑下降↓

- ◆保有車両台数⇒全体の約5割が20両以下の事業者
- ◆主な業態⇒一般貨物運送業（74.0%）、食品（14.9%）
海上コンテナ（8.1%）、※複数回答
- ◆人員構成⇒ドライバー職：ドライバー職以外=3：1（グラフ1）
ドライバーの女性比率は5.3%↑（前回3.7%）
(グラフ2)



- ◆情報収集方法⇒働き方改革に関する情報…神ト協のトラック時報やHP（83.5%）↑
- ◆年休5日以上の取得状況（年次有給休暇の日数が10日以上となる労働者について）
ドライバー職⇒全員取得出来ている（81.3%）↓、5日取得できていない人がいる（17.6%）↑
ドライバー職以外⇒全員取得できている（79.5%）↓、5日取得出来ていない人がいる（16.9%）↑
有給休暇義務化について、79.9%以上の事業者で就業規則の変更・届出済、及び管理簿を作成済↑
- ◆時間外労働の状況（法定休日を含まない）⇒ドライバー職⇒年960時間超の時間外労働が発生していない（92.6%）↑（前回89.9%）、発生している（6.1%）↓（前回9.1%）（グラフ3）
その内、4割が今年度中、2割が来年度中には守れる見込み

※取り組むべき課題は、ドライバーの増員、社内での配車等の工夫が上位に。

※ドライバー職の労働時間の把握や管理方法は、日報やタコグラフが最も多い。（複数回答）
ドライバー職⇒年720時間以内のドライバー職がいる（48.5%）

- ◆同一労働同一賃金⇒正社員と非正規社員間の不合理な待遇の違いについて
違いは生じてない（75.8%）↓生じている（1.6%）↓

- ◆働き方改革関連法の施行前（令和6年4月）との比較

荷待ち時間⇒約45%が減少、約42%が変わらない

荷役・付帯作業時間⇒約55%が変わらない、約30%が減少

運賃・料金の収受状況⇒約65%が増加、約29%が変わらない

賃金水準⇒約65%が増加、約28%が変わらない 輸送量⇒約45%変わらない、約30%が減少

- ◆働き方改革を進めるうえでの課題や障害

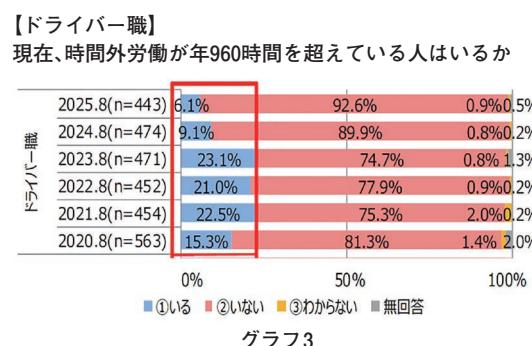
人手不足（61.4%）↓（前回63.3%）、荷待ち時間（35.4%）↓、荷役・付帯作業の改善（34.3%）↓

※複数回答

- ◆働き方改革を進めるうえでトラック協会に望む支援策

荷主・社会全体への周知徹底・PR（57.6%）↓

関連情報の提供（53.5%）↓、運賃交渉・人材確保等
専門家によるセミナー・相談窓口の開設 ※複数回答





神奈川県による大型等運転免許取得促進奨励金について

神奈川県による大型等運転免許取得促進奨励金が令和7年6月23日(月)より申請開始となつておりますので情報展開をさせていただきます。

なお、詳細につきましては県ホームページよりご確認ください。

<概要>

交付対象者	従業員の運転免許取得にかかる経費を負担した県内中小貨物自動車運送事業者 ※代表者の運転免許取得にかかる経費は対象外となります。
奨励金 交付上限額	<ul style="list-style-type: none"> ○大型一種免許 (従前所持免許が<u>中型一種・二種以外</u>) 従業員1人あたり 上限150,000円 ○大型一種免許 (従前所持免許が<u>中型一種・二種に限る</u>) 従業員1人あたり 上限120,000円 ○中型一種免許 従業員1人あたり 上限90,000円 ○準中型免許 従業員1人あたり 上限50,000円 ○けん引免許 従業員1人あたり 上限80,000円 <p>※1事業者あたりの上限額はございません。 ※詳細は神奈川県作成の手引きをご確認ください。</p>
対象期間	<p>令和7年2月12日以降に自動車教習所に入校し、令和8年2月13日の申請期限に間に合うものが対象となります。<u>(教習所は県内・県外を問いません)</u> <u>※神ト協助成の対象期間と異なりますのでご注意ください。</u></p> <p>※申請期限前であっても申請金額が予算の範囲を超えた日をもって受付終了となりますのでご注意ください。</p>
その他	<p><u>神奈川県内に本店又は主たる事務所がある法人が対象</u>となります。 他県本社は対象となりませんのでご注意ください。</p>

申請期限



令和8年2月13日金

※予算の範囲内で交付するものであり、申請期限前でも申請金額が予算の範囲を超えた日をもって受付終了とします。

お問合せ先

神奈川県 大型等運転免許取得促進奨励金事務局

〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12 虎ノ門4丁目MTビル2号館8階

電話 03-6403-1075 (受付時間:平日 9:00~17:00)

詳しくは、 [神奈川県 大型 奨励金](#)

[検索](#)



本奨励金は、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用した事業です。

TOPICS

08

県の奨励金は神ト協の免許資格取得助成金と併用ができます

県の奨励金は他団体の助成等併用して申請することができます。

教習所へ支払った費用（免許取得費用）から当該助成額を除いた額が奨励金の対象経費となります。その場合には書類が必要になります。

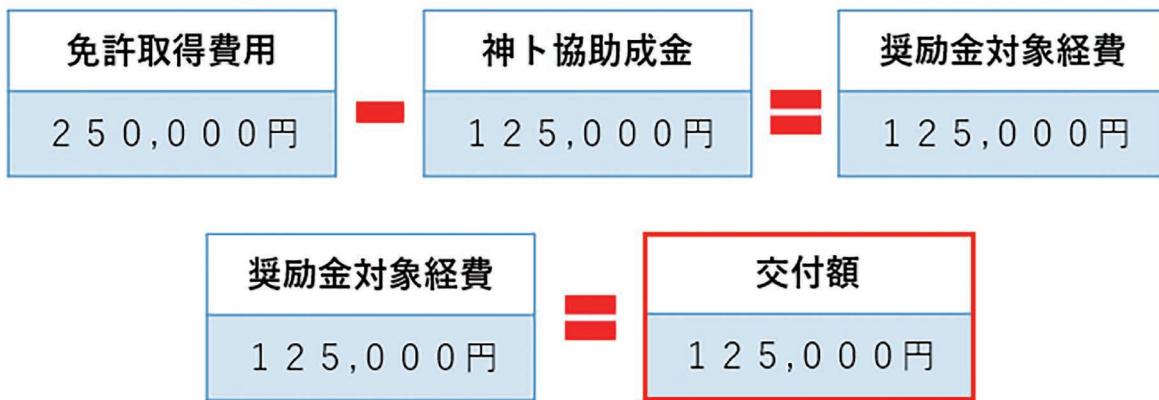
交付済の場合「交付決定通知書」、申請予定及び申請中の場合「交付申請書の写し」等の提出が必要となります。詳細につきましては県のホームページよりご確認ください。

参考 従前所持免許が中型一種・二種以外で、大型免許を取得した場合

下記の場合は、奨励金対象経費が250,000円となりますので、従前に所持している免許と照らし合わせた上で、交付上限額の150,000円まで申請することができます。



下記の場合は、奨励金対象経費が125,000円となりますので、従前に所持している免許と照らし合わせた上で、奨励金の対象経費が交付上限金額を下回る場合は、その金額まで申請することができます。



自動車運送事業者対象（トラック・バス・タクシー）

グリーン経営認証取得講習会（神奈川）

環境保全活動が注目されている中、国土交通省では「環境行動計画」に基づき環境貢献型経営（グリーン経営）の普及に努めています。

今般、下記のとおり自動車運送事業者を対象に「グリーン経営認証取得講習会」を開催致しますので、この機会に是非ご参加ください。講習会では、グリーン経営認証制度の概要とともに具体的な取得方法をご説明します。

記

○日時：令和8年1月23日（金）13:30～15:30

○場所：AP横浜 Bルーム（4階）

○定員：30名（先着順・参加費無料）

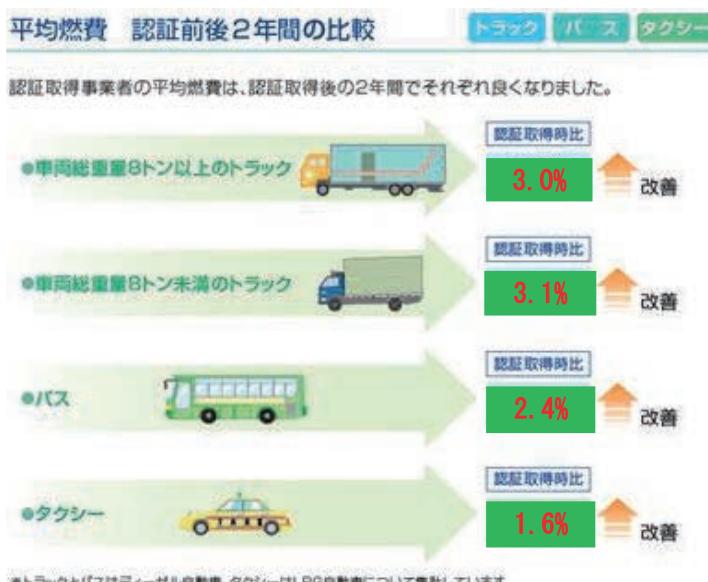
※下記HPから専用申込用紙をダウンロードの上、FAXまたはE-mailにてお申し込みください。

【関東運輸局HP】 → 環境・物流 → グリーン経営認証取得講習会

【グリーン経営HP】 → 講習会開催のお知らせ → グリーン経営認証取得講習会開催予定

【グリーン経営認証取得による効果（2023年版）】

*データ提供：（公財）交通エコロジー・モビリティ財団



【お問い合わせ先・お申し込み先】

公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団（略称：エコモ財団） グリーン経営業務室

TEL：03-5844-6276

FAX：03-5844-6294 E-mail：gm-moushikomi@ecomodo.or.jp

■主催：国土交通省関東運輸局 ■共催：（公財）交通エコロジー・モビリティ財団

Information

FAX: 03-5844-6294

自動車運送事業者対象

令和8年1月23日(金) グリーン経営認証取得講習会(神奈川)

参加ご希望の方は必要事項を記入の上、この用紙を上記までファックスにて送信してください。

メールでもお申し込みいただけます。

E-mail: gm-moushikomi@ecomodo.or.jp

申込〆切: 令和8年1月15日(木)

※複数名で受講される場合は、参加される方全員のお名前をご記入ください。

※お申し込み結果については、特にご連絡は致しません。

定員に達してしまった場合のみ、エコモ財団よりお断りのご連絡を致します。

※お申し込み後に人数変更、欠席等ある場合は必ず連絡願います。

会社名事業の種類 トラック バス タクシー

※事業毎に説明資料が異なりますので、営まれている事業すべてに○印をしてください。

参加者名所属・役職住所電話番号

【個人情報の取扱いについて】ご記入いただいた個人情報は、当講習会の運営・管理にのみ使用し、その他の目的には使用いたしません。

■会場**AP 横浜 B ルーム (4階)**

○住所

神奈川県横浜市西区北幸 2-6-1

ONEST 横浜西口ビル 4F

○アクセス

<JR線の場合>

「横浜駅」西口徒歩 6 分

<横浜市営地下鉄の場合>

「横浜駅」徒歩約 3 分

<東急東横線・みなとみらい線の場合>

「横浜駅」徒歩約 6 分

<相模鉄道線の場合>

「横浜駅」徒歩約 5 分

<京浜急行線の場合>

「横浜駅」徒歩約 6 分

■講習内容(予定)

○13:00~ 受付

○13:30~13:45 挨拶・情報提供 ~関東運輸局交通政策部

○13:45~15:30 グリーン経営認証の取得について ~ (公財) 交通エコロジー・モビリティ財団





特殊車両通行許可制度 を活用している皆様へ

(※1)

確認制度への移行をご検討ください

「確認制度」には「許可制度」にはない様々なメリットがあります

早い



即日通行が可能です

自動化経路 拡大中

- ・特殊車両の利用の多い経路のみの申請は、即日で結果が出ます
- ・許可制度（許可を得るまでに平均1か月程度必要です）を活用している方の約3割は、確認制度を使えば即日通行が可能です

割安



利用回数の多い車両には割安です

- ・車両を一旦登録※2すれば、5年間にわたり更新不要です
- ・利用の多い車両は、都度申請をする許可制度より割安になります※3

確実



通行可能ルートから自由に選べます

- ・通行可能な全ルートを提示できます※4ので、当日最も早く到着するルートを選べます
- ・当日の渋滞や事故を避けつつ、安全で快適に遵法走行できます

※1：特殊車両通行確認制度は令和4年度に導入したETC2.0装着車向けサービスです

※2：車両登録料は5000円で5年間有効です

※3：同じ車両、同一県内で15経路の往復申請をする場合、車両登録手数料を含めても、10年で16000円割安になります（許可期間2年と比較した場合）

※4：大型車誘導区間、重要物流道路に指定された道路に限ります

確認制度の紹介動画
はこちらへ



確認制度の操作説明
動画はこちらへ



国土交通省道路局道路交通管理課（特車担当） TEL 03-5253-8111

神奈川県トラック協会では 物流問題2024年・2030年問題から 労務対策で企業を守る情報を 特設ページに掲載しています。

物流業界は、ドライバー不足と2024年問題による労働時間規制の影響で、2030年には運送能力が34.1%も不足する可能性があるという深刻な課題に直面しています。この状況を打破するため、物流業界全体での変革が急務となっており、各企業様の人事・労務部門においては、喫緊の対応が求められます。



神奈川県トラック協会 労務対策

1 従業員の方の労働環境はいかがですか? 働き方改革、時間外労働の上限規制等をご確認ください。

働き方改革関連情報

平成30年6月に長時間労働の是正並びに多様で柔軟な働き方の実現に向けて「働き方改革関連法」が成立され、下記規制等で施行されています。

- 時間外労働の上限規制（年960時間）の適用
- トラック運転者の改善基準告示
- 年休5日取得義務
- 月60時間超の時間外割増賃金
- 36協定関連

2 政府は、「物流2024年問題」の解決に向けて 緊急に取り組むべき抜本的・総合的な対策をまとめました。

我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議

我が国の社会経済の変化に迅速に対応し、荷主、事業者、一般消費者が一体となって我が国の物流を支える環境整備について、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって総合的な検討を行うため、我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議を開催しています。

- 我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議
- 物流革新に向けた政策パッケージ
- 物流革新緊急パッケージ
- 2030年度に向けた政府の中長期計画

3 荷主と物流事業者とが連携した物流の効率化のために あらたな法改正がされました。

物流改正法 令和7年4月1日施行

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和6年法律第23号）が第213回通常国会で成立し、令和6年5月15日に公布され、令和7年4月1日（一部内容は、令和8年4月1日予定）から施行されました。

- 運送契約締結時の書面交付義務化
- 実運送体制管理簿の作成・情報通知の義務化
- 物流改正法の概要



一般社団法人 神奈川県トラック協会 労働衛生・ブロック事業委員会
事業部 SC統括課

お問い合わせ

045-471-8882

2026年1月から「下請法」は「取適法」へ！

下請法の改正法が2026年1月1日に施行され、規制内容の追加や規制対象の拡大がなされるとともに、法律名も変更されます（新通称：「取適法（とりてきほう）」）

改正事項

法律の題名・用語の変更

下請代金支払遅延等防止法



製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律

下請代金



製造委託等代金

親事業者



委託事業者

下請事業者



中小受託事業者

適用対象の拡大

●適用基準に「従業員基準」を追加

従来の資本金基準に加え、従業員基準（300人、100人）が追加され、規制及び保護の対象が拡充されます

●対象取引に「特定運送委託」を追加

適用対象となる取引に、製造等の目的物の引渡しに必要な運送の委託が追加されます

禁止行為の追加

●「協議に応じない一方的な代金決定」を禁止

代金に関する協議に応じないことや、必要な説明を行わないことなど、一方的な代金決定が禁止されます

●「手形払」等を禁止

手形払が禁止されるとともに、その他の支払手段（電子記録債権等）についても、支払期日までに代金相当額満額を得ることが困難なものが禁止されます

面的執行の強化

●事業所管省庁に指導・助言権限を付与

事業所管省庁において、指導及び助言ができるようになるほか、報復措置の禁止に係る情報提供先にも事業所管省庁が追加されます

その他

●製造委託の対象物品に金型以外の型等が追加されます

●書面交付義務について、中小受託事業者の承諾の有無にかかわらず、電子メールなどの電磁的方法による方法とすることが可能になります



公正取引委員会



取適法の概要

適用対象取引

①取引の内容と②資本金基準又は従業員基準から定めています

対象取引

=

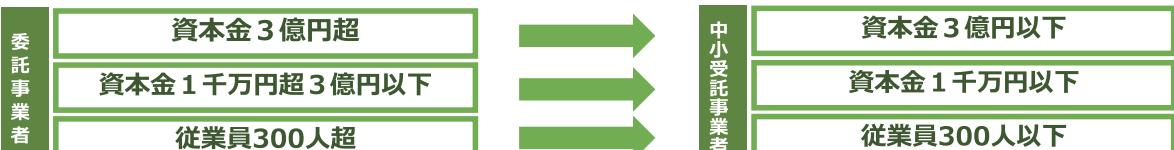
取引の内容



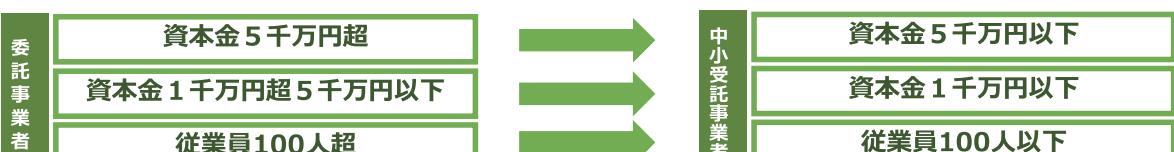
資本金/従業員基準

(いずれかの基準に該当すれば適用対象)

- 「製造委託」「修理委託」「特定運送委託」
- 「情報成果物作成委託」「役務提供委託」(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管、情報処理に限る)



- 「情報成果物作成委託」「役務提供委託」(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管、情報処理を除く)



義務・禁止事項

委託事業者には、4つの義務と11の遵守事項が課されています

義務項目	具体的な内容
① 発注内容等を明示する義務	発注に当たって、発注内容（給付の内容、代金の額、支払期日、支払方法）等を書面又は電子メールなどの電磁的方法により明示すること
② 書類等を作成・保存する義務	取引が完了した場合、給付内容、代金の額など、取引に関する記録を書類又は電磁的記録として作成し、2年間保存すること
③ 支払期日を定める義務	検査をするかどうかを問わず、発注した物品等を受領した日から起算して60日以内のできる限り短い期間内で支払期日を定めること
④ 遅延利息を支払う義務	支払遅延や減額等を行った場合、遅延した日数や減じた額に応じ、遅延利息（年率14.6%）を支払うこと

禁止項目	具体的な内容
① 受領拒否	中小受託事業者に責任がないのに、発注した物品等の受領を拒否すること
② 支払遅延	支払期日までに代金を支払わないこと（支払手段として手形払等を用いること）
③ 減額	中小受託事業者に責任がないのに、発注時に決定した代金を発注後に減額すること
④ 返品	中小受託事業者に責任がないのに、発注した物品等を受領後に返品すること
⑤ 買いたたき	発注する物品・役務等に通常支払われる対価に比べ著しく低い代金を不正に定めること
⑥ 購入・利用強制	正当な理由がないのに、指定する物品や役務を強制して購入、利用させること
⑦ 報復措置	公正取引委員会、中小企業庁、事業所管省庁に違反行為を知らせたことを理由に、中小受託事業者に対して取引数量の削減・取引停止など不利益な取り扱いをすること
⑧ 有償支給原材料等の対価の早期決済	有償支給する原材料等で中小受託事業者が物品の製造等を行っている場合に、代金の支払日より早く原材料等の対価を支払わせること
⑨ 不当な経済上の利益の提供要請	自己のために、中小受託事業者に金銭や役務等を不正に提供させること
⑩ 不当な給付内容の変更、やり直し	中小受託事業者に責任がないのに、発注の取消しや発注内容の変更を行ったり、無償でやり直しや追加作業をさせること
⑪ 協議に応じない一方的な代金決定	中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかつたり、必要な説明を行わなかつたりするなど、一方的に代金を決定すること

取適法の内容や詳細なガイドブックについては、
公正取引委員会のウェブサイトを御確認ください

取適法リーフレットNo.01 令和7年8月



取適法関係情報
(公取委ウェブサイト)



取適法ガイドブック

別紙

「正しい運転・明るい輸送運動」実施結果報告書

トラック時報 令和7年12月号誌上にてお知らせいたしました『第65回「正しい運転・明るい輸送運動』の運動期間は1月10日(土)までとなっておりますが、この実施結果報告書は表彰のための推薦資料となりますので、必ず提出していただきますようお願い申し上げます。(報告書提出は1月20日(火)までとなっております)

なお、本運動に関する詳細につきましては「トラック時報 令和7年12月号P23～P24」をご参照ください。

会社名 _____ 印 _____

所在地 _____

1. 本運動において実施した重点事項

2. 本運動において実施したPR活動

3. 本運動の成果

○交通事故防止について

○交通公害の防止について

○輸送秩序の確立について

4. 本運動に対する反省事項及び意見等

※本運動における関係資料及び写真等がありましたら添付してください。

提出先 〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-13-4 神交共ビル4F
(一社) 神奈川県トラック協会 事業部 交通環境課 TEL 045-471-8882 FAX 045-471-9055

～ (一社) 神奈川県トラック協会からのお知らせ ～

各種助成事業の申請はお済みですか？

今年度も各種助成事業を実施しておりますが、令和8年2月27日(金)にて受付が終了となる事業（一部対象外有）は下記の通りとなっております。まだ助成申請をされてない方はお早めにご申請をお願いいたします。なお、予算枠に達した場合は予告なく受付が終了いたしますので、必ず予算執行状況についてホームページにて確認してください。

※詳しくは、神ト協ホームページのトップページ (<https://www.kta.or.jp/>) より、『助成事業・執行状況』をご覧ください。

また、各種助成事業の詳細につきましては、「令和7年度 各種助成事業のご案内」冊子または、神ト協ホームページよりご確認ください。

	助成事業名	予算執行率 (12月19日現在)
令和8年 2月27日(金)まで 但し、予算枠に 達した時点で 予告なく終了 致します	安全機器等導入促進助成事業	70.9%
	ドライバー等安全教育訓練促進助成事業	48.0%
	グリーン経営認証制度促進助成事業	52.5%
	アイドリングストップ支援機器等導入促進助成事業（括弧内は全ト協予算分）	64.4% (53.3%)
	運転者健康診断受診促進助成事業	64.8%
	脳ドック受診促進助成事業	79.9%
	免許・資格取得費用助成事業【大型・中型・準中型・けん引免許・フォークリフト・特例】	82.3%
	信用保証料助成事業	30.2%
	働きやすい職場認証制度取得促進助成事業	26.7%
	テールゲートリフター特別教育インストラクター養成講座受講促進助成事業	47.7%
令和8年 1月30日(金)まで	近代化基金推薦融資事業 ※公募総数に対する執行率	55.6%

【お問合せ】 (一社)神奈川県トラック協会 事業部
電話 045-471-8882

BCP研修開催のご案内

■問合せ先 総務部 災害対策室 TEL 045-471-5511

災害発生時等における企業のリスク回避を目的とした事業継続計画（BCP）の作成・運用を推進するため、標記研修を今年度も開催します。

BCPとは、災害等による被害を受けた際に自社の体制を早期に復旧することや、業務を継続するために必要な対応をまとめた計画書であり、様々な緊急事態に備えて策定しておくことで、安定した経営や取引先の信頼を高めることにつながります。

今年度の研修は、道路貨物運送業の業務を網羅したBCP策定テキストを用いて実際に自社の計画書を作成する内容となっており、完成した計画書を基にBCPの運用を始めるきっかけとして活用いただくことができます。

災害対策への備えとして、BCPの運用を検討されている皆様のご参加をお待ちしております。

1. 日程・場所

開催日	場所	講習時間
令和8年1月27日(火)	新横浜ファーストビル 8階 会議室 (横浜市港北区新横浜1-2-1)	13時30分～16時00分

2. 講 師 (株)浜銀総合研究所 主任コンサルタント 江嶋哲也 氏

3. 受講料 無料

4. 定 員 40名

5. 申 込 下記の参加申込書により、1月22日(木)までにFAXにてお申込みください。

※定員を超えた場合は抽選となり、受講決定者には後日受講証をFAXにて送付いたします。

.....切り取らずに、このままFAXしてください.....

総務部 災害対策室 宛 (FAX 045-471-9055)

令和 年 月 日

※いただいた個人情報については、当該用務以外には使用しません。情報等については厳重に管理します。

「BCP研修」参加申込書

開催日	令和8年1月27日(火) 13時30分～16時00分		
会員番号		会社名	
役職		氏名	
T E L		F A X	

「標準的運賃」等相談窓口について

■問合せ先 事業部 業務課 TEL 045-471-8882

令和2年4月に告示したトラックの標準的運賃について、運賃水準を8%引き上げるとともに、荷役の対価等を加算した、新たなトラックの標準的運賃が令和6年3月に告示されたところです。

(一社)神奈川県トラック協会では、税制金融委員会の事業の一環として、当業界の運転者不足の解決に必要な賃金等の労働条件改善や適正運賃収受に向け、標記の新たなトラックの標準的運賃の告示制度及び荷主等運送委託者との取引環境の改善のための個別相談窓口を以下のとおり開催いたします。

つきましては、申し込みをご希望される方は、必要記載事項をご記入の上、同申込書をFAXにてご返信くださいますようお願いいたします。

1. 開設日時：令和8年1月28日(水)10時～17時まで

(1会社あたり原則1時間。なお、希望者のみ2時間まで延長可能。
ただし、窓口利用申し込み多数の場合は1時間となります)

2. 相談場所：新横浜ファーストビル 8階（神奈川県横浜市港北区新横浜1-2-1）

※当ビル駐車場の使用はできません。

※神奈川県トラック総合会館は修繕工事のため会場が異なります。

3. 相談内容：標準的運賃の告示制度に関する相談、申し入れ文書作成に関する相談、燃料サーチャージに関する相談、下請法及び物流特殊指定等に関する相談等

物流改正法に関する相談、その他荷主との取引環境改善に向けた諸相談等

4. コンサルタント：日本PMIコンサルティング(株) 代表取締役 税理士 小坂 真弘 氏

5. その他：貴社で作成した荷主等への申し入れ文書等について、事前にコンサルタントへ送付することができます。希望される場合は事務局へご相談ください。

.....切り取らずに、このままFAXしてください.....

事業部 業務課 宛 (FAX 045-471-9055)

令和 年 月 日

*申込FAX到着後、予約状況を踏まえ、改めて「予約票」をFAXいたします。当日「予約票」をご持参願います。

会社名	担当者名	電話番号	FAX番号
希望時間帯 (○で囲んでください)	①午前希望 ・ ②午後希望		
相談時間延長希望 (○で囲んでください)	①通常時間(1時間)希望・②延長希望(相談時間1時間を2時間へ変更)		
相談内容			

*個別企業の相談内容につきましては、外部に漏えいすることはありません。

運行管理者試験受験対策セミナーのご案内

■問合せ先 事業部 SC統括課 TEL 045-471-8882

令和7年度第2回運行管理者試験に向けた受験対策セミナーを開催しますので、受験される方は是非ご参加ください。

参加を希望される方は、受験対策セミナー申込書に必要記載事項をご記入の上、FAXにてお申し込みください。

※本セミナーは受験資格を得るための講習（基礎講習等）や運行管理者試験の申し込みではありません。

- 対象者 運行管理者試験を受験する予定の方（神奈川県内営業所に所属の方に限ります）
- 開催日程 申込書を参照
- セミナー講師・内容

講座名	受講方式	講座内容
運行管理者試験受験対策セミナー	1日間 座学	<p>講師／小田原ドライビングスクール 専属講師</p> <p>・試験に向けて専属の講師が、全分野のポイントを中心に1日に集中して行う講座</p>
	動画 配信	<p>セミナー内容を撮影した動画を令和8年1月22日から配信予定</p> <p>※お申し込みされた方に、後日視聴方法についてご案内を差し上げます。</p> <p>また、動画配信期間中はいつでもご視聴いただけます。</p> <p>※パソコン・スマートフォン等での受講です。動画視聴にはデータ通信料がかかりますので、Wi-Fi環境での視聴をおすすめいたします。</p>

- 持参品 筆記用具・受講票
- 申込方法 申込書に必要事項を記載の上FAXしてください。
- 申込締切 各講習日の10日前まで（先着順）※各回定員に達し次第締切れます。
- 受講料 無料

<受験対策セミナー申込書>

FAX返信先 045-471-9055

申し込み後、各受講日の7日前までに受講票をFAXいたします（動画配信の方は除く）ので、
当日は必ずご持参ください。

ご希望する日程の出席欄に○を付けてください。

複数名の申し込みの場合は1名ごとにお申し込みください。

※座学・動画配信の両方を受講することも可能です。

講座名	日 程	会 場	定 員	出席欄
運行管理者 試験受験対策 セミナー	令和8年1月10日(土) 9:30~18:30	厚木市文化会館 集会室AB (厚木市恩名1-9-20)	80名	
	令和8年1月24日(土) 9:30~18:30	かながわ労働プラザ ABホール (横浜市中区寿町1-4)	100名	
	令和8年1月31日(土) 9:30~18:30	かながわ労働プラザ ABホール (横浜市中区寿町1-4)	100名	
動画配信	<予定>令和8年1月22日(木)から令和8年3月15日(日)まで			

会員番号		会社名	
担当者名		受講者名	
電話		F A X	

【いただいた個人情報については、セミナー用務以外に使用しません。情報等については厳重に管理します。】
※受験対策セミナーの効果を実証するため、後日、合否結果の回答をしていただきますので
ご協力お願いします。

適性診断(初任・適齢)受診料助成のお知らせ

■問合せ先 事業部 交通環境課 TEL 045-471-8882

標記助成事業について、下記、国土交通大臣の適性診断認定機関にて初任診断・適齢診断を受診した場合、受診料の助成を実施しております。助成額は、初任診断・適齢診断ともに2,400円（診断料4,800円）となります。当助成事業の利用方法につきましては、各認定機関により異なりますので、次ページ【所定の手続き】をご参照の上、ご利用いただきますようお願いいたします。

なお、助成対象は、神奈川県内の営業所に所属する運転者とし、助成可能人数は1社につき200名までとします。（当該事業予算を超えた場合は、その時点で助成を終了）

神ト協では、診断結果を一般診断と同等に扱うことのできる「可搬型運転操作検査器（アクセスチャッカ・ミニ）」を無料で貸出しております。お申し込み・お問合せは、お近くの神ト協各サービスセンターまでお願いいたします。（詳しくは28ページをご参照ください）

適性診断認定機関	住所／ホームページアドレス	営業日等
①ナスバ (独)自動車事故対策機構 神奈川支所 TEL: 045-471-7401	〒222-0033 横浜市港北区新横浜1-2-1 新横浜ファーストビル8F (JR新横浜駅北口より徒歩13分) https://www.nasva.go.jp	※診断実施時間については、各認定機関にご確認ください 月～金曜日（但し第一、第三土曜日は営業しますが、その翌週の月曜は休み）
②ヤマト・スタッフ・サプライ(株) 東京研修センター TEL: 03-6426-0193	〒134-0084 東京都江戸川区東葛西6-2-3 第三須三ビル 2F (東京メトロ東西線「葛西」駅より徒歩2分) https://www.y-staff-supply.co.jp	年中無休 【年末年始・館内休館日（12月第2週の日曜日）を除く】
③神奈川県自動車交通共済協同組合 TEL: 045-475-2197	〒222-8582 横浜市港北区新横浜2-13-4 (JR新横浜駅北口より徒歩8分) https://shinkokyo.or.jp	共済カレンダーによる ※土曜日営業有
④都南自動車教習所 神奈川安全運転研修センター TEL: 046-253-5151	〒252-0021 座間市緑ヶ丘4-20-1 (小田急線相武台前駅南口より徒歩5分) https://www.tonan-go.jp	火～日曜日 ※土・日曜日営業 ※月曜日休校
⑤三共自動車学校 TEL: 0466-81-3706	〒251-0875 藤沢市本藤沢1-11-23 (小田急線藤沢本町駅から徒歩約5分) https://safety-sankyou.co.jp	三共自動車学校 実施予定表による ※土曜日営業有
⑥小田原ドライビングスクール TEL: 0465-36-1215	〒250-0865 小田原市蓮正寺540-2 (小田急線螢田駅から徒歩5分) https://odawara-ds.com/	火～土曜日 実施予定による ※月曜日休校
⑦飛鳥ドライビングカレッジ川崎 安全研修センター TEL: 044-380-5510	〒210-0025 川崎市川崎区下並木97 (京急線八丁畷駅から徒歩2分) https://aska-stc.co.jp	月曜日休校 ※土・日・祝日営業有 ※平日夜間営業有



● 【所定の手続き】 ※ご予約は神奈川県トラック協会ではなく、各認定機関に直接行ってください。

認定機関①・④・⑤・⑦の場合 手続き1／空き状況を確認後、ご予約（インターネット）→予約確認書（認定機関により名称が異なる）が発行されます。

手手続き2／下記【受診料助成を利用した際のご負担分について】をご参照の上、受診当日に窓口にて受診料をお支払いください。

認定機関②・③・⑥の場合 手手続き1／空き状況を確認後、ご予約（インターネットまたはFAX）→予約確認書（認定機関により名称が異なる）が発行されます。

手手続き2／ご予約された認定機関に「神奈川県トラック協会適性診断受診申込書」をFAXしてください。

手手続き3／下記「初任・適齢診断受診料助成を利用した際のご負担分について」をご参照の上、受診当日に窓口にて受診料をお支払いください。

※FAXでのご予約の際は予約する認定機関にご連絡していただき、各認定機関専用の申込書をお取り寄せください。

※「神奈川県トラック協会適性診断受診申込書」は当協会ホームページよりダウンロードしてください。

※各認定機関により初期登録が必要等、手続きが若干異なる場合がございますので、詳細は各認定機関にお問合せください。

● 【初任・適齢診断受診料助成を利用した際のご負担分について】

初任診断・適齢診断については、受診当日申し込んだ認定機関の窓口において、一人当たり2,400円をお支払いください。但し、交通共済組合員が③の交通共済にて初任・適齢診断を受診される場合は2,400円の支払いは必要ありません。

参考

- 初任診断は、運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者であって、当該貨物自動車運送事業者において初めて事業用自動車に乗務する前3年間に初任診断を受診したことが無い者に受診義務があります。
- 65歳以上の高齢者を新たに雇い入れた場合、初任診断ではなく、適齢診断のみの受診で問題ありません。
- 事故対策機構では、過去10年以内の診断結果は謄本という形で支所にて再発行（1通400円）を受付けております。名前と生年月日から過去履歴を検索可能です。個人情報となりますので、ご本人様が直接支所に来ていただき、身分証（運転免許証等）による本人確認の後にお渡しいたします。

可搬型運転操作検査器(アクセスチェッカー・ミニ)貸出のご案内

～運転適性を「アクセスチェッカー」で簡易診断します～

事故防止対策事業の一環として、「可搬型運転操作検査器（アクセスチェッカー・ミニ）」を会員の皆様に貸し出ししております。

本検査器は、いつどこでも、運転者の空き時間を利用し、短時間で簡単に検査ができ、終了後即時に検査結果の解析データが得られます。

本検査器は各サービスセンターに配置しております。是非、運転者に対する安全教育、交通事故防止にご活用ください。

【注意事項】

本検査器における診断結果は、貨物自動車運送事業輸送安全規則により受診が義務付けられている初任診断及び適齢診断等の診断結果として取扱うことはできませんが、一般診断（任意診断）の診断結果と同等に取扱うことができます。なお、本検査器における診断は、安全性評価事業（Gマーク）における「安全性に対する取組の積極性」事項の「特定の運転者以外にも適性診断（一般診断）を計画的に受診させている」の項目において加点の対象となります。

《運転操作検査の内容と構成機器》

運転操作検査器	①単純反応検査……………反応の速さと正確さを測定（約5分） ②選択反応検査……………操作の選択と正確さを測定（約5分） ③ハンドル操作検査……………正確なハンドル操作を測定（約5分） ④注意配分・複数作業検査……複数課題への注意配分を測定（約5分）
検査所要時間	1人当たり約20分、結果表の印刷は即時に可能
構成機器	①ハンドル・ペダル・パソコン・プリンター ②構成機器はスーツケースに収納



《貸出について》…可搬型運転操作検査器運用規程の抜粋

貸出対象地域	神奈川県内
貸出期間	1週間
貸出費用	無料
申込方法	電話にて予約の上、利用申込書を提出

《貸出申込み・問合せ》※お近くのサービスセンターにお申し込みください。

申込先	連絡先
川崎サービスセンター	TEL 044-544-2217 / FAX 044-555-8855
横浜サービスセンター	TEL 045-471-8884 / FAX 045-620-5201
相模原サービスセンター	TEL 046-285-1919 / FAX 046-286-2384
県南サービスセンター	TEL 0466-52-7502 / FAX 0466-52-8035
県央サービスセンター	TEL 046-281-7704 / FAX 046-281-9908

「求荷・求車情報システム説明会」開催のご案内

■問合せ先 事業部 業務課 TEL 045-471-8882

求荷・求車システムとは、インターネットを利用して空きトラックと荷物をマッチングさせるサービスであり、活用例として帰り便の荷物を探すことが挙げられます。特に、輸送効率向上に役立つ本システムについて、代表的な二つのサービスについて以下の通り説明会を神ト協 経営改善委員会及び神貨協連が共催で開催いたします。

つきましては、参加ご希望の方は、下記の申込書にご記入の上、FAXにて2月2日(月)までにお申し込みください。

1. 開催日時 令和8年2月9日(月)13時30分～16時00分

2. 開催場所 新横浜ファーストビル 8階 (神奈川県横浜市港北区新横浜1-2-1)

※当ビル駐車場の使用はできません。

※神奈川県トラック総合会館は修繕工事のため会場が異なります。

3. 対象者 会員事業者及び神貨協連加入協同組合 (定員80名)

4. 内容

①WebKIT2+に関する説明

講師 日本貨物運送協同組合連合会 担当者

②ローカルネットワークシステムに関する説明

講師 日本ローカルネットワークシステム協同組合連合会 担当者

※どちらのサービスについても利用するには、サービスに加盟する協同組合への加入等の条件があります。

.....切り取らずに、このままFAXしてください.....

事業部 業務課 宛 (FAX 045-471-9055)

令和 年 月 日

※個人情報については、研修会以外の目的には使用しません。情報等については厳重に管理します。

※当日は本申込書をお持ちください。(当日の参加証になります)

「求荷・求車情報システム説明会」参加申込書

受講者名		会員番号	
会社名・ 営業所名			
T E L		F A X	

「自動点呼機器説明会」開催のご案内

■問合せ先 事業部 業務課 TEL 045-471-8882

神ト協では、中小トラック運送事業者における情報化推進による生産性の向上の実現を支援すべく、経営改善事業の一環として自動点呼機器を取り巻く環境や活用事例を紹介する標記説明会を神貨協連と共に開催します。

つきましては、参加ご希望の方は、下記の申込書にご記入の上、FAXにて開催日の1週間前までにお申し込みください。

1. 日時及び場所

日 時	場 所	定 員
令和8年2月5日(木) 13時30分～15時30分	新横浜ファーストビル8階 (神奈川県横浜市港北区新横浜1-2-1)	50名
令和8年3月5日(木) 13時30分～15時30分	あつぎ市民交流プラザ7階 (厚木市中町2-12-15：アミュー厚木内)	60名

※定員数に達した場合はお断りさせていただく可能性があります。

2. 対象者 神ト協会員事業者並びに神貨協連所属組合の組合員

3. 内 容

第1部 「自動点呼機器を取り巻く最近の状況について」

講師 日本貨物運送協同組合連合会 担当者

第2部 「自動点呼機器（点呼+、AI点呼システムTM）」の紹介

講師 (株)ナブアシスト 及び (株)NPシステム開発 担当者

① 「自動点呼機器」機能概要

② 「自動点呼機器」運用イメージ

③ 「自動点呼機器」の拡張性について（点呼のデモンストレーション含む）

.....切り取らずに、このままFAXしてください.....

事業部 業務課 宛 (FAX 045-471-9055)

令和 年 月 日

※個人情報については、研修会以外の目的には使用しません。情報等については厳重に管理します。

※当日は本申込書をお持ちください。（当日の参加証になります）

「自動点呼機器説明会」参加申込書

参 加 日 時	<input type="checkbox"/> 2月5日(木) <input type="checkbox"/> 3月5日(木) (どちらかにレ点を記載ください。)	
受 講 者 名		会 員 番 号
会 社 名		
T E L		F A X

令和7年度睡眠時無呼吸症候群（SAS）対策セミナー 開催のご案内

■問合せ先 事業部 SC統括課 TEL 045-471-8882

ドライバーの健康と安全を確保していくうえで喫緊の課題である「睡眠時無呼吸症候群（SAS）対策」について、取り組み状況に合わせたオンラインセミナーを実施します。

1. 主 催 全日本トラック協会
2. セミナー講師 NPO法人ヘルスケアネットワーク
3. 内 容
 - 《ステップ1》・これから始めるSAS対策
 - 《ステップ2》・医療機関のかかり方から治療まで
 - 《ステップ3》・効果的なSAS対策の進め方

※説明の重点をマークで表示しています

講演内容	ステップ1	ステップ2	ステップ3
SASを疾病として解説し、その症状を述べる	◎	△	×
全ト協事業としての、SASスクリーニング検査を解説	◎	×	×
事故・病気との関連性	◎	○	×
精密検査から治療法	○	◎	△
医療機関の選び方から受診継続について	×	○	○
社内のルールづくり（社内規定作成等）	○	○	○
治療継続の手法と管理体制	×	○	○
有効な活用と管理方法（定期健康診断・NAVI）との兼ね合い・点呼・睡眠教育等	×	○	○
（その他） <ul style="list-style-type: none"> ・SAS & NAVI無料お悩み相談について ・啓発・教育ツールのご案内 （SAS対策Q&A50・SASポスター） 			

4. 開催日程

ステップ1	ステップ2	ステップ3
令和7年5月22日(木)	令和7年7月17日(木)	令和7年9月18日(木)
令和7年11月12日(水)	令和8年1月21日(水)	令和8年3月11日(水)

5. 開催時間 午後2時～午後3時（60分）
6. 開催方法 「Zoom」を利用したオンラインセミナー
7. 申込方法 全日本トラック協会HPからお申し込みください。
全ト協トップページ→会員の皆様へ→労働対策→SAS対策セミナー
8. 定 員 各セミナー100名

予約制による健康診断の開催予定表(1月、2月)

■問合せ先 事業部 SC 統括課 TEL 045-471-8882

(一社)神奈川県トラック協会では、下記の日程にて健康診断を計画しております。

申し込みは、神ト協HPから申込書をダウンロードしていただくか、下記日程表の案内に記載されているサービスセンターへご連絡していただければご案内いたします。

※年間の開催予定については神ト協HPに掲載しておりますのでご活用ください。

※会場によっては申し込みが終了している可能性があることをご了承ください。

※既に申し込みが終了している会場は掲載を省略しております。

※会場予約等の理由から日程が変更される場合がありますのでご了承ください。

【申込／○は予約可能】

令和7年12月19日現在

日 時		会 場	住 所	定員	医療機関	申込	案内
1 月	31日(土)	横須賀商工会議所	横須賀市平成町2-14-4	300名	湘南健康管理センター	○	県南
2 月	1日(日)	横須賀商工会議所	横須賀市平成町2-14-4	180名	湘南健康管理センター	○	県南
	8日(日)	協同組合アツリュウ	厚木市長沼235	380名	清水橋クリニック	○	県央

清水橋クリニックは「予約システム」
(<https://select-type.com/p/shimizubashi-kta/>) にて行います。
操作方法が分からぬ場合はお問合せください。TEL045-847-5533



【サービスセンター連絡先】

川崎SC : TEL044-544-2217
県南SC : TEL0466-52-7502

横浜SC : TEL045-471-8884
県央SC : TEL046-281-7704

参考：神ト協のHPに、日曜日に受診可能な医療機関及び巡回型健診が対応可能な医療機関などの紹介をしております。詳しくは [トップページ](#) → [健康診断の開催予定／健康診断実施機関一覧](#) をご覧ください。

—神奈川県弁護士会所属弁護士による—

□ 無料法律相談のお知らせ □

※ 事前予約制（事業部 業務課 TEL 045-471-8882まで）※

毎月第2月曜日（祝日の場合翌週月曜日）が無料法律相談開催日です。

1月の相談日は、1月19日（月）です。

2月の相談日は、2月9日（月）です。

開催時間：①13時30分～②14時30分～ 各枠1社1時間

場所：新横浜ファーストビル8階（横浜市港北区新横浜1-2-1）

※ 各地域の神奈川県弁護士会法律相談センターでの相談もご利用いただけます。

（いずれも事前予約制となります。必ず業務課までご連絡ください）



気軽に相談してね！

労使問題、経営問題、金銭トラブル、損害賠償、交通事故問題や事業継承など…法律問題全般にお答えします。



運送申込・書面化アプリ本格運用の開始について (全ト協)

貨物自動車運送事業法の改正に伴い、運送契約の締結に際して書面交付が義務化されました。これを受け、全日本トラック協会において、会員事業者の皆様が取引先との運送契約を円滑に、かつ効率的に締結できるよう、「運送申込・書面化アプリ」が開発されました。

本アプリのご利用をご希望される場合は、下記の利用申込ページよりお申し込みをお願いいたします。お申し込み後、各都道府県トラック協会にて会員事業者であることの確認を行い、承認された後にアプリをご利用いただけるようになります。

なお、利用申込の際には、全日本トラック協会の会員専用パスワードが必要となりますので、「広報とらっく」よりご確認ください。

【全ト協ホームページ 運送申込・書面化アプリ利用申込ページ】

<https://jta.or.jp/member/jyoho/apps.html>

令和7年度 年末年始の輸送等に関する 安全総点検実施報告について

■問合せ先 事業部 交通環境課 TEL 045-471-8882

令和7年12月9日（火）のFAX送信にて、令和7年12月10日（水）から令和8年1月10日（土）までを期間とした「令和7年度 年末年始の輸送等に関する安全総点検」の実施についてお知らせをしておりましたが、期間終了後、実施内容のご報告をお願いしております。

つきましては、次ページの「実施結果報告書（トラック）」に記入し、FAX（045-471-9055）にて当協会までご報告くださるようお願いいたします。

年末年始の輸送等安全総点検実施結果報告書(トラック)

運輸支局長 殿

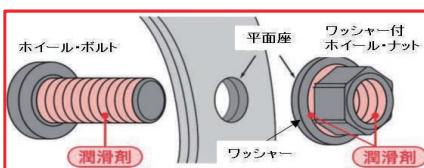
令和 年 月 日

事業者の氏名及び名称

年末年始の輸送等に関する安全総点検期間中に実施した次のとおり報告します。

1. 総点検最高責任者(経営トップ) 職名 氏名	2. 実施責任者選任数等 選任数 名 営業所数	3. 社内点検 実施回数 回	4. 事業の種類 特積・一般・その他
-----------------------------	----------------------------	-------------------	-----------------------

5. 実施状況

重 点 点 検 項 目	点検結果	問題点があればその内容と講じた措置等
2. 健康管理体制の状況		
(1) 「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」に記載されている、定期健康診断の結果に基づく、運転者の健康状態を把握するため、以下の事項を適切に実施する体制を整備しているか。 ・要再検査等の所見がある場合には、医師の診断等を受けさせ、所見に応じた検査の受診 ・これらの結果を把握し、医師から結果に基づく運転者の乗務に係る意見の聴取 ・医師の意見を勘案し、乗務の継続、業務転換、乗務時間の短縮、夜間乗務の回数の削減等の業務上の措置を決定するとともに、健康状態の継続的な把握		
(2) 「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」に記載されている乗務中における運行中止の判断目安等に従って、以下の事項を適切に実施するための体制を整備しているか。 ・業務前点呼において、運転者が安全に乗務できる健康状態かどうかを判断し、乗務の可否を決定 ・運行中の運転者の体調変化等による運行中止等の判断・指示		
(3) 運転者に対して運行中に体調の異変を感じた時に、無理に運行を続けると非常に危険であることを理解させ、運行中に体調の異常を少しでも感じた場合、速やかに営業所に連絡する等の指導を徹底しているか。		
(4) 脳・心疾患や睡眠・視野障害等の運転に支障を及ぼすおそれのある疾病等の着実かつ早期の発見のため、当該疾病に関するスクリーニング検査等を運転者に受診又は検討しているか。(「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」において推奨事項。)		
3. 運転者に過労運転を行わせないための安全対策の実施状況		
(1) 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」告示の内容を遵守しているか。		
(3) 適切な運行指示書の作成及び適切な指示をしているか。		
4. 運転者に飲酒運転や薬物運転等を行わせないための安全対策の実施状況		
(1) 「自動車運送事業者における飲酒運転防止マニュアル」に基づき、運転者への飲酒運転対策の理解促進、アルコール依存症のスクリーニング検査の実施および日頃の点呼等を通じて、アルコール依存等の運転者の状態把握に努め、翌日に乗務がある場合の飲酒等について指導しているか。		
(2) 覚せい剤や危険ドラッグ等の薬物使用防止に対する指導・啓発活動を実施しているか。		
5. 車両の日常点検整備、定期点検整備等の実施状況		
(1) 車輪脱落事故や車両火災事故及び車体腐食事故をはじめとした整備不良事故を防ぐため、自動車点検基準に基づく日常点検及び定期点検が確実に実施されているか。		
(2) 自動車の点検整備等に関する社内規程の内容について、整備管理者や整備担当者、運転者等への周知徹底が図られているか。		
(3) 大型車の車輪脱落事故防止「令和7年度緊急対策」に基づく「車輪脱落事故防止キャンペーン」の取組内容について、運行管理者、整備管理者及び運転者等に対し、社内でのポスターの掲示等を通じて周知徹底が図られているか。(車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車を所有していない場合は「○」を記載。)		
(4) 車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車について、タイヤ脱着作業は、計画的に正しい知識を有する者に実施させているか。(対象車両を所有していない場合は「○」を記載。)		
(5) 車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車について、自社でタイヤ脱着作業を行った場合には、大型車の車輪脱落事故防止「令和7年度緊急対策」で定めるタイヤ脱着作業管理表等を用い、適切なタイヤ脱着作業の結果を記録しているか。また、タイヤ脱着後50km~100km走行後にトルク・レンチを用いて規定トルクでホイール・ナットの増し締めを実施しているか。(対象車両を所有していない場合及び自社でタイヤ脱着作業を行っていない場合には「○」を記載。)		
(6) 車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車について、日常点検時に、点検ハンマーによる打音(ISO方式のホイール・ナットについてはインジケータやマーキングを用いた目視に代える事ができる)により、ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み等について確認しているか(特に車輪脱落事故の多い左後輪)。 併せて、「ホイール・ナットの脱落及び緩み」や「ホイール・ボルト付近のさび汁痕跡」、「ホイール・ナットから突出しているホイール・ボルトの不塗いの確認」等についても点検を行っているか。(対象車両を所有していない場合は「○」を記載。)		
(7) 車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車について、タイヤ脱着時にホイール・ボルト、ホイール・ナット及びホイールの錆や汚れの状況を確認し、錆や汚れを除去した上で、必要箇所に潤滑剤を塗布してから組み付けているか。また、錆や汚れの除去が不可能なものは交換しているか。(対象車両を所有していない場合は「○」を記載。)		
		
(8) 保有する車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車全てについて、年末年始輸送安全総点検期間中に、ホイール・ナットが規定のトルクで締め付けられているか確認し、締め付けトルク不足が発見された場合は、その車両数及び事業所内の全車両数を記載する。(対象車両を所有していない場合、又は「ホイール・ナットの緊急点検」を実施済みの場合(年末年始輸送安全総点検期間外の場合も含む)は「○」を記載。)		
(9) スペアタイヤ取付装置、スペアタイヤの取付状態、ツールボックスの取付部について3ヶ月毎の定期点検を実施しているか。 (車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。対象車両を所有していない場合は○を記載。)		
6. 大雪に対する輸送の安全確保の実施状況		※降積雪期において降雪地域を運行しない場合は「○」を記載。
(1) 気象情報(大雪や雪崩、暴風雪等に関する警報・注意報を含む。)や道路における降雪状況等を適時に把握することにより、運行経路の道路情報、道路規制情報、気象情報に基づき、乗務員に適切な指示を行える体制を構築しているか。		
(2) 雪道への備えとして、以下の事項を実施する体制を構築しているか。 ・冬用タイヤの装着、チェーンの携行及び早めの装着の徹底 ・冬用タイヤの溝の深さが、タイヤ製作者の推奨する使用限度を超えていないことの確認		

Information

様式1-4(事業者用)

点検項目	点検結果	問題点があればその内容と講じた措置等
1. 点呼の実施、運転者に対する指導監督等の実施状況		
(1) 適宜、運転者の運転免許証の携行及び有効期限の確認を確実に行うとともに、運行経路の指示、あおり運転・スマートフォン使用等のながら運転の禁止等道路交通法の遵守について、十分な指導・監督を行なうなど事故防止対策が図られているか。		
(2) 適性診断結果を活用した指導を行っているか。特に、高齢の運転者に対し、加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた安全な運転方法について指導を行っているか。		
(3) 事故が発生した際は、その事故の実態を確実に把握し、十分な指導・監督を行なうなど事故防止対策が図られているか。		
(4) 過積載運行等の防止を図っているか。		
(5) 過積載、暴走等を助長するような車両の不正改造(例:不正な二次架装、速度抑制装置の機能の解除、前面ガラス等への装飾板の取付、さし枠の取付、突入防止装置の取外し、点滅灯火の取付け等)の防止が徹底されているか。		
(6) 交差点での右左折時をはじめとした歩行者等との事故を防止するため、運転者に対し、以下の事項を徹底しているか。 ・自動車の構造上の特性(視野、死角、内輪差、等)を理解させ、直前、側方、後方などの見えない部分に配慮した運転が必要であることを認識させること。 ・道路上には、歩行者や自転車などが通行しており、それぞれの行動を理解し、一時停止又は徐行するなどの道路交通法の規定を遵守するとともに、歩行者や自転車などの行動を理解し、走行時に配慮することにより、事故を回避できることを認識させること。 ・歩道側の植え込みなどにより見通しの悪い交差点では、歩行者や自転車が飛び出していく可能性が高いことから、一時停止または徐行し、注意して走行することが必要であることを認識させること。		
(7) 路上横臥者との擦過事故等を防止するため、夕暮れ時における前照灯の早めの点灯及び走行用前照灯(上向き)とそれ違い用前照灯(下向き)の小まめな切替えを励行しているか。		
2. コンテナ輸送における安全対策の実施状況	※コンテナ輸送がない場合はすべて○を記載	
(1) コンテナの運送開始前に、トレーラの荷台とコンテナを固定する緊締装置のロックを徹底するよう運転者に指導しているか。		
(2) トラクタ・トレーラの構造上の特性と、当該特性及びコンテナ内貨物の状態を踏まえた運転時の適切な運転操作について運転者に指導しているか。		
(3) 国際海上コンテナの運送を行う場合には、荷主や取次事業者等、運送の委託者からコンテナ内貨物の重量、品目、梱包、危険物に関する情報を取り得し、当該情報を運転者に伝達しているか。		
(4) 国際海上コンテナの運送を行う場合には、荷主や取次事業者等、運送の委託者から取得した情報に基づき適切な車両を手配するとともに、当該情報によりあらかじめコンテナに不具合のおそれがあると認められる場合には、当該委託者に連絡し、対応について指示を仰いでいるか。		
(5) 国際海上コンテナの運送を行う場合には、コンテナの運送開始前に、重量超過、偏荷重、高重心、コンテナの損傷、内容物の漏れ、その他不具合が生じていないか確認し、これらのおそれがある場合には、事業者に連絡するよう運転者に指導しているか。		
3. 自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況		
(1) 自然災害・事故・事件等発生時(テロ発生時を除く。)における対応措置(連絡通報体制、避難誘導体制等)を整備・構築し、これらが機能するよう、実践的な訓練を実施しているか。		
(2) 自然災害の発生に備えて、営業所や車庫、車両等の安全確保のための措置を講じているか。		
(3) 危険物等運搬車両については、緊急連絡カード(イエローカード)の携行その他必要事項について規定されているか。		
(4) 「自動車運送事業者等用緊急時対応マニュアル」にある速報対象となる事故・事件が発生した場合、当該マニュアルに従い、速やかに各地方運輸支局等緊急連絡担当先へ連絡できる体制を整えているか。		
4. テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況		
(1) 始業・終業時等における車内の点検、終業後のドアロック及び営業所・車庫内外の巡回が徹底して実施されているか。		
(2) 不審者情報の入手及び不審な宅配便等貨物を発見した場合の警察への連絡等適切に対応できる体制が整っているか。また、車両、身分証明書、制服等の管理及び盗難・紛失等の警察への連絡が徹底されているか。		
5. 新型インフルエンザ等感染症の対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対策の周知・徹底状況などの感染症対策の実施状況		
(2) 職場内におけるうがい、手洗い及び消毒用アルコールを使用した手指消毒の徹底が図られているか。		
(3) インフルエンザ等の流行に備え、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行なるべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく事業継続計画、または対応マニュアルが策定されているか。		

点検項目	実施回数	備考
総点検期間中に経営トップ等の幹部が現場視察を実施した回数		

6. 間期間中の重大事故発生状況(令和7年12月10日～令和8年1月10日)

種類 内訳	転覆	転落	路外逸脱	火災	踏切	衝突	車内	死傷	健康起因	危険物等	その他	合計
件数	()	()	()	()	()	()	×()	()	()	()	()	()
死者数	()	()	()	()	()	()	×()	()	()	()	()	()
負傷者数	()	()	()	()	()	()	×()	()	()	()	()	()

注)1. 重点点検項目及び点検項目については、安全点検実施細目に準ずる。

2. 「点検結果」欄には○(良好)、×(改善を要する)を記入すること。

3. 期間中の重大事故発生状況中の()内は、有責事故を内数で記入すること。

- タイヤの空気圧をチェック -

タイヤゲージ使用モニター募集のお知らせ

■問合せ先 事業部 交通環境課 TEL 045-471-8882

全ト協が策定した「トラック運送業界の環境ビジョン2030」の環境改善対策の一環として、燃料消費量及びCO₂排出量の削減に繋がる車両の適正な点検整備を推進するため、タイヤの空気圧を測定する「タイヤゲージ」をモニター形式により配布（無償）をいたします。是非この機会にお試しください。

モニターを希望される方は、下記の「申込書」に必要事項を記入し、FAXにてお申し込みください。

（注）在庫に限りがありますので、ご希望に添えない場合があります。

■台数制限について

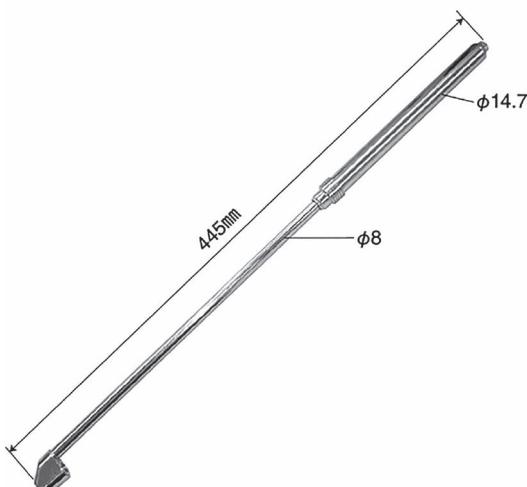
1事業者につき、1台となります。

■受渡方法について

神奈川県トラック協会 本部または各サービスセンター窓口で受渡します。

■結果報告について

「タイヤゲージモニターアンケート」を受渡から1ヶ月後にFAXにてご返送ください。



ゲージ部
(kPaのみ)

◆ 申込書 ◆

■会員番号 _____

■会社名 _____

■住所 _____

■T E L _____

■F A X _____

■連絡担当者名 _____

■受渡場所に○を付けてください。

神ト協本部・川崎SC・横浜SC・相模原SC・県南SC・県央SC

申込先

■ (一社)神奈川県トラック協会 事業部 交通環境課

■〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-13-4

■T E L 045-471-8882

■F A X 045-471-9055

※申込受付後に受渡日等の連絡をさせていただきます。

事務局記入欄

受付日	受渡日	受付番号
/	/	

トラック事業における 総合安全プラン2025

01 安全教育リーダー養成講座のご案内 (Gマーク加点対象)

■問合せ先 事業部 交通環境課 TEL 045-471-8882

標記講座について、「交通安全教育の強化」を目的として、安全教育を実施する管理者等を対象とした管理者向け安全教育講習を開催します。

参加ご希望の方は、下記の申込書によりFAXにて、申込〆切日までにお申し込みください。
なお、定員を超えた場合は抽選とさせていただきます。

1. 日程・場所

	開催日	場所	講習時間（予定）	定員	申込〆切
第3回	1月21日(水)	プロミティふちのべ (相模原市中央区鹿沼台1-9-15)	13時30分～16時00分	50名	1月13日(火)
第4回	2月18日(水)	神交共ビル (横浜市港北区新横浜2-13-4)	13時30分～16時00分	50名	2月10日(火)

2. 共 催 神奈川県自動車交通共済協同組合

陸上貨物運送事業労働災害防止協会神奈川県支部

3. 対 象 会員事業者の安全教育担当者（管理者等）

4. 受 講 料 無 料

5. 講 習 内 容 ①「自動車運送事業者の監査結果及び指導監督等について」

講師：関東運輸局神奈川運輸支局 陸運技術専門官

②「ドライバー教育の手法～自社で行う座学と実車講習～」

講師：小田原ドライビングスクール 緒方 克宣 氏

講座終了後、修了証を発行します。

*受講決定者に対しては、後日受講証をFAXにて送付します。当日は受講証をご持参ください。

.....切り取らずに、このままFAXしてください.....

事業部 交通環境課 宛 (FAX 045-471-9055)

令和 年 月 日

※いただいた個人情報については、当該用務以外には使用しません。情報等については厳重に管理します。

「安全教育リーダー養成講座」参加申込書

講習日	1月21日(水) ・ 2月18日(水)		くいづれかに○×
会員番号		参加者名	(フリガナ)
会社名			
T E L	()	F A X	()
安全教育リーダー養成講座 受講履歴		初めて・受講したことがある くいづれかに○を>	

総合安全プラン2025

02

ドライバー向けエコドライブ講習会開催のご案内 (Gマーク加点対象)

■問合せ先 事業部 交通環境課 TEL 045-471-8882

標記講習会を交通環境委員会の事業計画の一環として実施しています。参加を希望される方は申込書に記入の上、FAXにてお申し込みください。

1. 受講対象者 会員事業者のドライバー・ドライバー教育担当者・運行管理者など

- ・講習車両は4t平ボディーです。
- ・限定中型以上（詳細は申込書参照）の免許取得者を対象としますので、準中型免許では受講できません。
- ・マニュアル車を使用した実車講習となりますので、講習当日運転可能な方に限ります。
- ・4t以上・マニュアル車の運転経験の無い方は受講をご遠慮ください。
- ・受講後に簡単なアンケート調査を行いますので、ご回答いただける方のご参加をお待ちしております。
- ・グリーン経営認証に有効であり、Gマークの加点対象となります。講習会終了後、修了証を発行します。

2. 日程（開始時間は9時30分、終了時間は17時頃です）

	開催日	場所	使用車両	定員	申込〆切
第5回	1月24日(土)	神ト協 相模原サービスセンター (愛甲郡愛川町中津4077-3)	4t	16名	1月13日(火)
第6回	2月28日(土)	川崎マリエン (川崎市川崎区東扇島38-1)	4t	16名	2月17日(火)

3. 研修内容（予定）

- ①主旨・走行コースなど説明
- ②トラック走行講習（通常運転）
- ③省エネ運転方法説明
- ④トラック走行講習（エコドライブ）
- ⑤エコドライブマイスター認定試験
- ⑥運転データなど解説



実際の運転と同様、積荷を載せて運転します

4. 今後の開催予定会場

決定次第、お知らせいたします

5. 受講料

1名につき1,000円（受講当日徴収）



参加者にエコドライブをサポートする資料等を配布します



エコドライブのテクニックを
座学でも研修してもらいます

6. 申込方法

- 下記「ドライバー向けエコドライブ講習会申込書」にご記入の上、FAXにてお申し込みください。
- ※ 定員を超えた場合は抽選とさせていただきます。また、なるべく広くエコドライブを普及するため1社あたりの受講人数を制限させていただく事がございますので、予めご了承ください。また、エコドライブ普及の目的のため、初めて当講習会に参加する事業者を優先させていただく事がございます。
 - ※ 申込書に記入漏れのある場合は受付できません。
 - ※ 当講習会は、受講決定通知と免許証の提示のない方、また運転に適さない服装の方の受講はできません。
 - ※ やむをえない場合には中止になることもありますのでお含みおきください。

.....切り取らずに、このままFAXしてください.....

事業部 交通環境課 宛(FAX 045-471-9055)

令和 年 月 日

※いづれか個人情報については、当該用務以外には使用しません。情報等については厳重に管理します。

「神ト協ドライバー向けエコドライブ講習会」申込書

参加希望日	月 日 ()	会員番号	
事業者名		営業所名	
グリーン 経営認証	取得している <input checked="" type="checkbox"/> していない <input type="checkbox"/> 取得を目指している <input type="checkbox"/> (いづれかに○)		
住 所	〒		
フリガナ		受講者役職	<input type="checkbox"/> ドライバー <input type="checkbox"/> 運行管理者(乗務 あり・なし) <input type="checkbox"/> その他()
受講者氏名		TEL	
連絡先	担当者名	FAX	
当日連絡先 ※受講者の携帯電話番号等、講習日当日に連絡の取れる番号をお願いします。		TEL	
受講者情報			
所有免許	限定中型・中型・大型		
	<p>※4t・マニュアル車による講習のため、限定中型免許以上(AT限定免許不可)の方が対象</p> <p>※準中型免許では受講できません</p> <p>※限定中型 ⇒ 平成19年6月1日以前に取得した普通免許</p>		
普通免許取得日	昭和・平成・令和	年	月 日
免許有効期限	平成・令和	年	月 日
エコドライブ講習会 受講履歴	初めて・受講したことがある【回】主催団体:】		
日常乗務車 (該当するもの全てに○)	日常乗務の有無	乗務車種	乗務車両シフト
	乗車している・乗車していない	2t・4t 10t・トラクタ	マニュアル・オートマ
	注) 4t以上・マニュアル車の運転経験の無い方は受講をご遠慮ください		

※ 留意点 **定員を超えた場合は抽選とさせていただきます。**なお、申込多数の場合には1社あたりの受講人数を制限させていただく事がございますので、予めご了承ください。
開催日の10日前までに、ご担当者あてにFAXにて当落の通知及び受講決定通知書を送付いたします。
この申込書は、当落結果が送付されるまで保管してください。

03 ドライブレコーダー活用講座のご案内 (Gマーク加点対象)

■問合せ先 事業部 交通環境課 TEL 045-471-8882

ドライブレコーダーのさらなる普及と効果的な活用の促進を目的として、標記講座を開催します。この講習は社内の安全教育担当者を対象に安全教育の具体的な指導方法を習得していく内容となっています。既にドライブレコーダーを導入済みの方や今後導入を検討している方、安全対策に関心のある皆様のご参加をお待ちしています。

参加ご希望の方は、下記の申込書により、FAXにて、申込〆切までにお申し込みください。

1. 日程・場所

	開催日	場所	講習時間（予定）	定員	申込〆切
第4回	2月4日(水)	プロミティふちのべ (相模原市中央区鹿沼台1-9-15)	13時30分～16時00分	50名	1月27日(火)

2. 対象 会員事業者の安全教育担当者（管理者等）

3. 定員 上記日程に記載（定員を超えた場合は抽選とさせていただきます）

※受講決定者に対しては、後日受講証をFAXにて送付します。

当日は受講証をご持参ください。

4. 受講料 無料

5. 講師 交通事故防止コンサルタント 上西一美氏

6. 講習内容 「交通事故心理を学ぶ

～運転時のリスク回避策～

※座学講習及び一部小集団討議を行います。

自社の安全教育で
使用できるドラレコ映像を
ご提供します!!



.....切り取らずに、このままFAXしてください.....

事業部 交通環境課 宛 (FAX 045-471-9055)

令和 年 月 日

※いただいた個人情報については、当該用務以外には使用しません。情報等については厳重に管理します。

「ドライブレコーダー活用講座」参加申込書

講習日	2月4日(水)		
会員番号	参加者名 (役職) (フリガナ)		
会社名			
TEL	()	FAX	()
ドライブレコーダーの導入		有・無	
メールアドレス			

初任運転者法定15時間 オンライン研修のご案内

標記研修につきましては、初任運転者向けの指導・監督指針12項目15時間の座学研修を、オンライン（ZOOM）により受講していただける研修となっております。

ナビゲーターの進行により、トラックを運転する場合の心構え、安全を確保するために遵守すべき基本的事項、危険予測、健康管理の重要性等12項目の内容に合わせて各分野の専門家が動画等で解説しますので是非ご利用ください。

ご好評につき、6月から2日間コースがスタートしました！

対象者 神奈川県トラック協会会員事業者所属ドライバー（県内営業所所属に限ります）
で入社後1年以内の新規ドライバー。

受講料 無料

申込先 <https://www.kta.or.jp>
こちらのQRコードからも申し込み可能。



日 程 1月～3月のスケジュールは以下のカレンダーの通り

時 間 ・3日間コース（1日5時間×3日間）

9:30～16:00（休憩時間：昼休憩60分、その他30分）

・2日間コース（1日7.5時間×2日間）

9:00～18:00（休憩時間：昼休憩60分、その他30分）

2026年 1月

月	火	水	木	金	土	日
				1	2	3
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

2026年 2月

月	火	水	木	金	土	日
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	

2026年 3月

月	火	水	木	金	土	日
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

■:3日間コース ■:2日間コース

注意事項 ZOOMを用いて双方向で行います。パソコン、マイク、カメラ等につきましては各自でご準備ください。また、可能な限り静かな場所でのご受講をお奨めします。

その他注意事項はホームページにてご確認ください。

《予約・内容に対する問合せ先》

株式会社ディ・クリエイト

電話：050-3145-2579 メール：info@de-create.com

〈その他 問い合わせ先〉

一般社団法人 神奈川県トラック協会 事業部 交通環境課

電話：045-471-8882 メール：info@kta.or.jp

総合安全プラン2025

適正化だより

2025年度 安全性評価事業（Gマーク制度） [安全性優良事業所] に全国で7,223事業所を認定

全国の認定事業所数は29,206事業所／神奈川県は1,477事業所



全国貨物自動車運送適正化事業実施機関（公益社団法人全日本トラック協会）は、トラック運送事業者の安全対策等について、事業所単位における取組みを評価し、一定の基準をクリアした事業所を『安全性優良事業所』として認定する「2025年度貨物自動車運送事業安全性評価事業」（Gマーク制度）の評価を決定し、申請事業所7,504事業所のうち、7,223事業所を認定しました。認定事業所の内訳については、次のとおりです。

新規申請1,216事業所、初回更新1,092事業所、2回目更新1,252事業所、3回目更新1,319事業所、4回目更新1,282事業所、5回目更新1,062事業所が認定され、認定継続中の事業所と合わせて、「安全性優良事業所」は全国で29,206事業所となりました。

神奈川県においては、申請事業所382事業所のうち、370事業所が認定されました。

新規申請67事業所、初回更新66事業所、2回目更新55事業所、3回目更新71事業所、4回目更新73事業所、5回目更新38事業所が認定され、認定継続中の事業所と合わせて、神奈川県内の「安全性優良事業所」は1,477事業所となりました。

「安全性優良事業所」関東ブロック認定状況

2025年12月16日現在

都県名	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025年度			合計	認定 取得率 (全事業所)	認定 取得率 (5両以上 事業所)
	(合計)	(合計)	(合計)	新規	更新	(合計)			
茨 城	157	268	292	42	224	266	983	31.5%	36.7%
栃 木	56	133	133	14	93	107	429	26.0%	29.3%
群 馬	93	147	154	17	118	135	529	32.0%	35.9%
埼 玉	260	462	563	74	383	457	1,742	31.8%	34.6%
千 葉	207	361	376	59	283	342	1,286	31.4%	35.0%
東 京	256	500	494	55	294	349	1,599	29.3%	33.9%
神奈川	209	389	509	67	303	370	1,477	34.3%	37.8%
山 梨	47	57	69	9	64	73	246	39.6%	46.6%
計	1,285	2,317	2,590	337	1,762	2,099	8,291	31.4%	35.3%

全国	4,963	8,124	8,896	1,216	6,007	7,223	29,206	34.4%	38.1%
----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	-------	-------

※神奈川県の認定取得率「31.4%」は、非会員事業所を含んでいます。

適正化だより

令和7年 安全性優良事業所（Gマーク） 関東運輸局長表彰式が開催されました



神奈川県受賞代表 望月興運(株)

安全性評価事業（Gマーク）を10年以上継続認定され、行政処分や重大事故がなく、配置車両のすべてに安全機器が装着され、国の基準以上の運転者教育を実施している等の要件を満たし、既に支局長表彰を受賞している事業所を表彰する「関東運輸局長表彰式」が、11月18日（火）14時より神奈川県立青少年センターにおいて開催されました。

当日は藤田関東運輸局長の式辞、神奈川県警察本部加藤交通部長が来賓祝辞を述べられ、受賞事業所を代表して千葉県の宮崎運送(有) 本社営業所 の代表が謝辞を述べられました。

神奈川県では、17社17事業所、関東運輸局管内合計で77事業所が受賞されました。

【関東運輸局長表彰・受賞事業所】

(順不同・敬称略)

1	鈴江コンテナー・トランスポート株式会社 横浜センター	10	東岐運輸株式会社 関東支店
2	アカネ輸送株式会社 本社営業所	11	株式会社芙蓉 本社営業所
3	株式会社 ビックロジサービス 横浜営業所	12	株式会社アジア運輸 本社営業所
4	株式会社丸三 本社営業所	13	株式会社ユーネットランス 厚木営業所
5	山村ロジスティクス株式会社 神奈川中央運輸営業所	14	株式会社ナガヤマ物流 横浜営業所
6	有限会社森運輸 本社営業所	15	株式会社板橋運送 厚木営業所
7	望月興運株式会社 本社営業所	16	早川海陸トランスポーツ株式会社 本社営業所
8	小倉運輸有限会社 横浜営業所	17	丸嶋運送株式会社 厚木営業所
9	渥美運輸株式会社 関東支店		

適正化だより

令和7年度「初任運行管理者実務研修会」開催のご案内

最前線で安全管理を担う運行管理者には、法令理解と遵守はもとより、運転者の教育及び指導にも一定の知識や対応が求められ、安全管理上の極めて重要な役割が課せられています。

標記研修会は、運送事業者のコンプライアンス実務の再確認を目的に、新たに選任された運行管理者や経験の浅い運行管理者を対象に下記のとおり開催いたします。

是非、事業所のコンプライアンスのためにもご参加ください。

記

- 日 時 令和8年2月13日(金)13時30分～
- 場 所 新横浜ファーストビル研修室
(横浜市港北区新横浜1-2-1)
- 受講対象 新たに選任された運行管理者・経験の浅い運行管理者等
※運行管理「補助者」の方もご参加できます。
- 研修内容 運行管理者がすべき具体的な業務内容について
- 定 員 100名(先着申込順のため、定員になり次第締切とします。)
※受講決定者には決定通知書をFAXかメールにて送付させていただきます。
- 申込方法 下記「参加申込書」をFAX、もしくはQRコードを読み込み
適正化ホームページより申込みください。
- 締切日 令和8年2月6日(金)まで

※本研修会は、運行管理者の一般講習や基礎講習とは異なりますのでご注意ください。



.....切り取らずに、このままFAXしてください.....

適正化事業部 宛 (FAX 045-471-5536)

令和 年 月 日

※いただいた個人情報については、研修会用務以外には使用しません。情報等については厳重に管理します。

「初任運行管理者実務研修会」参加申込書

会社名		
参加者氏名 (ふりがな)		
連絡先 TEL ()	／	FAX ()
備考	(事前に質問等がありましたら、具体的にご記入ください。)	

適正化だより

適正化巡回指導報告 令和7年8月分

神奈川県貨物自動車運送適正化事業実施機関

1. 巡回件数

種類	通常	新規	特別(労基通報)	特別(監査フォロー)	集合(緊急)	合計
件数	52	14	3	0	0	69

2. 総合評価

評価	A／大変良い	B／良い	C／普通	D／悪い	E／大変悪い	F／その他	合計
件数	24	25	13	3	1	3	69

3. 指導項目・件数

指導内容		指導件数	ワースト10
I. 事業計画等			
(1) 主たる事務所及び営業所の名称、位置に変更はないか		0	
(2) 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数に変更はないか		9	(8)
(3) 自動車車庫の位置及び収容能力に変更はないか		3	
(4) 乗務員の休憩・睡眠施設の位置、収容能力は適正か		0	
(5) 乗務員の休憩・睡眠施設の保守、管理は適正か		0	
(6) 届出事項に変更はないか（役員・社員、特定事業者に係る運送の需要者の名称変更等）／本社巡回に限る		0	
(7) 自家用貨物自動車の違法な営業類似行為（白トラの利用等）はないか		0	
(8) 名義貸し、事業の貸渡し等はないか		0	
II. 帳票類の整備、報告等			
(1) 事故記録が適正に記録され、保存されているか		0	
(2) 自動車事故報告書を提出しているか		0	
(3) 運転者台帳が適正に記入等され、保存されているか		1	
(4) 車両台帳が整備され、適正に記入等されているか		2	
(5) 事業報告書及び事業実績報告書を提出しているか（本社巡回に限る）		9	(8)
III. 運行管理等			
(1) 運行管理規程が定められているか		0	
<input checked="" type="radio"/> (2) 運行管理者が選任され、届出されているか		3	
(3) 運行管理者に所定の講習を受けさせているか		11	(4)
<input checked="" type="radio"/> (4) 事業計画に従い、必要な運転者を確保しているか		0	
<input checked="" type="radio"/> (5) 過労防止を配慮した勤務時間、乗務時間を定め、これを基に乗務割が作成され、休憩時間、睡眠のための時間が適正に管理しているか		8	(10)
(6) 過積載による運送を行っていないか		0	
<input checked="" type="radio"/> (7) 点呼の実施及びその記録、保存は適正か		11	(4)
(8) 業務等の記録（運転日報）の作成・保存は適正か		1	
(9) 運行記録計による記録及びその保存・活用は適正か		4	
(10) 運行指示書の作成、指示、携行、保存は適正か		2	
<input checked="" type="radio"/> (11) 乗務員に対する輸送の安全確保に必要な指導監督を行っているか		5	
<input checked="" type="radio"/> (12) 特定の運転者に対して特別な指導を行っているか		16	(1)
<input checked="" type="radio"/> (13) 特定の運転者に対して適性診断を受けさせているか		10	(7)
IV. 車両管理等			
(1) 整備管理規程が定められているか		0	
<input checked="" type="radio"/> (2) 整備管理者が選任され、届出されているか		3	
(3) 整備管理者に所定の研修を受けさせているか		16	(1)
(4) 日常点検基準を作成し、これに基づき点検を適正に行っているか		1	
<input checked="" type="radio"/> (5) 定期点検基準を作成し、これに基づき、適正に点検・整備を行い、点検整備記録簿等が保存されているか		11	(4)
V. 労基法等			
(1) 就業規則が制定され、届出されているか		3	
(2) 3.6協定が締結され、届出されているか		7	
(3) 労働時間、休日労働について違法性はないか（運転時間を除く）		0	
<input checked="" type="radio"/> (4) 所要の健康診断を実施し、その記録・保存が適正にされているか		14	(3)
VI. 法定福利			
(1) 労災保険・雇用保険に加入しているか		1	
(2) 健康保険・厚生年金保険に加入しているか		4	
VII. 運輸安全マネジメント			
(1) 運輸安全マネジメントの実施は適正か		4	
指導件数合計		159	

○印：重点項目

ブロックだより

○○ 川崎ブロック ○○

川崎市内の中貨物運送事業者を 対象に支援金を交付します！

～川崎市貨物運送事業者燃料価格高騰等対策事業～



燃料価格の高騰等の影響など厳しい社会経済環境の中でも、地域経済や市民生活に重要な物流を支える市内中小貨物自動車運送事業者の経営の安定化を図ることを目的とし、市内中小貨物運送事業者の皆様を支援します。



○ 交付対象者（主な要件）



- (1) 中小貨物運送事業者(※)であること。
 - (2) 市内に営業所を有していること。※トラック等の車検証に記載の住所が市内であること
 - (3) 令和6年4月1日時点において事業を実施しており、申請日時点において引き続き事業継続の意向がある事業者であること。
- ※ 貨物軽自動車運送事業は対象外となります。
※その他の要件は、市ホームページでご確認ください。



○ 交付額



1事業者あたり **10万円** ※車両台数等に関わらず

○ 申請受付期間



令和7(2025)年11月4日(火)～令和8(2026)年1月30日(金)

※先着順。予算上限に達した場合、期間に関わらず受付を終了します。

○ 申請方法



※利用者登録が必要です。

オンライン手続きかわさき (e-KAWASAKI)

申請用ページ



<https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/procedures/apply/100f9ac7-87a1-4964-ad32-9a1e5829834e/start>

提出書類

○申請時

- (1) 一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業の許可書の写し
- (2) 自動車検査証記録事項の写し

○交付決定後

- (3) 請求書
- (4) 口座情報がわかるもの（通帳の写し、インターネットバンキングの画面等）



○詳細については、川崎市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000180870.html>

川崎市 貨物運送 支援金

検索



本支援金は「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用した事業です。

○お問合せ先

経済労働局経営支援部経営支援課 受付時間 9:00～17:00(土日祝・年末年始を除く)
TEL : 044-200-2326 mail : 28keiei@city.kawasaki.jp

ブロックだより

●● 川崎ブロック ●●

第3回 ブロック運営会議を開催しました

12月8日(月)10時30分より、川崎貨協2階理事会室にてZOOMを併用した第3回川崎ブロック運営会議を実施いたしました。当日の議題内容は以下の通りです。

議題 ①令和8年役員改選について

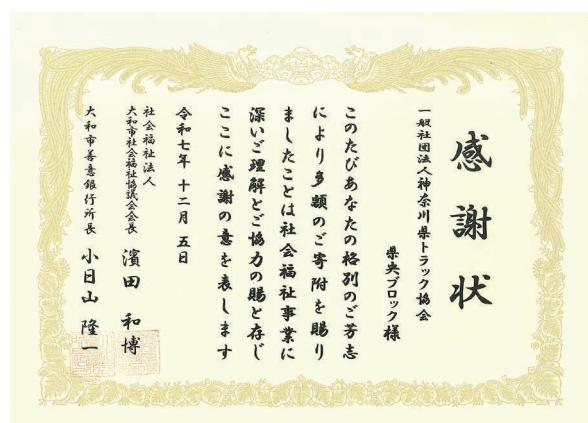


●● 県央ブロック ●●

交通遺児のため寄付贈呈を行いました

県央ブロックでは、11月8日(土)～9日(日)に出展開催しました「やまと産業フェア2025」での来場者の方々にご協力いただいたチャリティー募金額40,520円を交通遺児への継続的な援助支援に役立てていただくために大和市社会福祉協議会への寄付贈呈を行いました。

贈呈式は12月5日(金)に大和市役所第2分庁舎にて行われ、県央ブロックの新村副ブロック長より、同協議会の濱田和博会長へ直接手渡されました。その後、濱田会長より、産業フェア来場者や神ト協関係者へのお礼の言葉と共に感謝状が授与されました。



青年部会だより

01

第2回全体会議を開催しました

青年部会では11月22日(土)にホテルプラムにおいて、第2回全体会議を開催いたしました。

第1部の2025年度第1回臨時総会では、来賓として神ト協高橋英樹副会長と會田修常務理事をお迎えし、2026年度部会長（案）と2026年度役員幹事（案）及び組織図（案）について審議が行われ、滞りなく承認されました。2026年度部会長には望月太介（望月運輸株式会社）が就任いたします。

第2部では「【2大テーマパーク流、人材育成】えっ！人材育成には優先順位があったのか？！自分で考え行動し成果を創り出す自律型人材の育て方」とのテーマのもと研修会を開催いたしました。講師に株式会社ワンダーイマジニア代表取締役社長の今井千尋氏をお招きし、現場で効果的な成果を出すための人材育成術についての講話を拝聴しました。

研修会の終了後にはクリスマス家族会を開催いたしました。部会員同士家族ぐるみの交流を深め、クリスマスプレゼントのくじ引き大会やマジックショーなど笑顔溢れる交流会となりました。



近藤部会長



望月次年度部会長



神ト協 高橋英樹副会長



集合写真



ワンダーイマジニア 今井千尋氏



クリスマス家族会の集合写真

青年部会だより

02

高風子供園訪問事業を開催しました

12月7日(日)に社会福祉法人白峰会・高風子供園において、「訪問」事業を開催いたしました。神ト協高橋英樹副会長にもご参加いただき、青年部会正副部会長と社会貢献委員会のメンバーを中心に子供園を訪れました。

当日はパティシエを招き、園児一人ひとりがクリスマスケーキを作成しました。また、粘土とビーズを使用したオリジナルコースターづくりも行い、子供たちそれぞれが思い思いのデザインをしたカラフルなコースターを作成しました。プログラムの最後には子供たちの出し物の発表があり、園児と青年部会員でお互いにプレゼントを贈りあいました。



03

(一社)神奈川県トラック協会青年部会 入会のご案内

■問合せ先 総務部 総務広報課 担当：谷原 TEL 045-471-5511 FAX 045-471-9055

私達(一社)神奈川県トラック協会青年部会は近藤智平部会長を中心に、会員相互の親睦と連携を密にし、研鑽をつみながら当協会の事業活動への参画・協力を通じて貨物自動車運送事業の振興を図るとともに、社会一般の福祉の増進に役立てることを目的に活動しています。また、当部会は満45歳以下のトラック協会会員事業所の経営者および、経営に携わる若手社員にて構成しています。主な活動内容は、経営・人

材育成研修として常設研修会や国内外視察研修会を開催。また、他都道府県トラック協会青年部会との交流などさまざまな活動をしております。興味をお持ちの方は事務局までご連絡ください。



NEWS BOX

★ 委員会・会議開催情報

第3回常任理事会

日 時 12月12日(金) 12時00分～
場 所 神交共ビル 8階会議室

- 議 題
1. 令和8年度事業計画骨子(案)について
 2. 「重点支援地方交付金」の活用による燃料高騰対策等への支援公共団体への働きかけについて
 3. 大規模修繕に伴う進捗状況について
 4. その他

第3回総務企画委員会

日 時 12月 8日(月) 16時00分～
場 所 外部研修室

- 議 題
1. 神奈川県トラック総合会館の大規模修繕に伴う什器類等購入に掛かる入札募集要項(案)について
 2. 神奈川県トラック総合会館会議室貸出規程の制定(案)について
 3. 大規模修繕後のテナント団体に掛かる賃料(案)について
 4. 会費滞納事業者に対する措置(案)について
 5. 神奈川県トラック総合会館の機械式警備について
 6. その他

第5回広報委員会

日 時 12月16日(火) 15時30分～
場 所 神交共ビル 8階会議室

議 題

1. 横浜駅東口そごう前・川崎駅アゼリア大型ビジョン(案)について
2. 令和8年度事業計画骨子(案)の素案について
3. その他

第3回労働衛生・ブロック事業委員会

日 時 12月17日(水) 15時30分～
場 所 神交共ビル 8階会議室

議 題

1. 令和8年度事業計画骨子(素案)について
2. 令和8年度予約制による健康診断事業(案)について

第3回税制金融委員会

日 時 12月18日(木) 15時30分～
場 所 神交共ビル 8階会議室

議 題

1. 令和8年度委員会事業計画骨子(案)について

第3回交通環境委員会

日 時 12月19日(金) 15時30分～
場 所 神交共ビル 8階会議室

議 題

1. 今後の交通環境対策事業(案)について
2. 令和8年度 交通環境委員会事業計画(素案)について
3. 道路改善箇所の選定(案)について
4. その他

第3回経営改善委員会

日 時 12月22日(月) 15時00分～
場 所 神交共ビル 8階会議室

議 題

1. 今後の経営改善事業(案)について
2. 令和8年度委員会事業計画骨子(案)について
3. その他

★ 今後の主な会議・行事予定

トラック関係五団体 新年賀詞交歓会
(横浜ベイシェラトンホテル＆タワーズ)
1月16日(金) 14:00～

★ 新規入会

令和7年12月末日現在 会員総数 2,288社

月 日	会社名	主な連絡先 (所在地)	電話番号	車両数	ブロック
12.1	(株)ビクトリーライン	綾瀬市早川1693番地	046-740-5931	15	県南
12.1	(株)クローバーコネクト	座間市広野台二丁目10番7号 プロロジスパーク座間1内1F	046-266-2090	0	県央
12.12	(株)中島トランスポーティ	川崎市川崎区東扇島23-4	044-288-5166	14	川崎

★ 県内の交通事故

(令和7年9月)

月・年累計区分	発生件数	死者数	負傷者数
9月中	1,825件	12人	2,088人
9月末	15,360件	95人	17,726人
増減数	+314件	+17人	+252人
増減率	2.1%	21.8%	1.4%

★ 都道府県別交通事故死者数ワースト3

(令和7年9月)

順 位	1位	2位	3位	4位
都道府県	東京	神奈川	北海道	千葉
9月中	14人	12人	17人	14人
9月末	99人	95人	90人	87人
増減数	-4人	+17人	+9人	-11人

★ 一般貨物自動車運送事業用車両（トレーラーを除く）の推移

車種別

車種	令和5年3月末		令和7年9月末		令和7年10月末			
	車両数	車両数	対前年度末		車両数	対 前 月		対前年度末
			増減数	比 率		増減数	比 率	
普通	46,558	46,657	99	100.2	46,711	54	100.1	153
小型	4,373	4,392	19	100.4	4,378	△ 14	99.7	5
特種普通	19,298	19,394	96	100.5	19,363	△ 31	99.8	65
特種小型	803	794	△ 9	98.9	797	3	100.4	△ 6
合 計	71,032	71,237	205	100.3	71,249	12	100.0	217
								100.3

1) 神奈川運輸支局 自動車保有台数調べより引用 2) 特種には、乗用の特種車を含む。

車両台数調査票の ご返送のお願い

昨年12月に発送させていただきました「車両台数調査票」をご記入いただき1月9日(金)までにご返送又はFAXにてご返信をお願いいたします。

令和8年度の協会費・助成金対象に関する
重要事項となりますので、ご回答よろしくお
願いいたします。

★ 2025年11月・月間ベストセラーズ (総合部門)

1位	変な地図	著者名 雨穴 出版社 双葉社 1,760円(税込)	6位	ハマッコレクション	著者名 一 出版社 株式会社gaaboo、株式会社ソライロ 500円(税込)
2位	学研の図鑑LIVE エクストリーム ティラノサウルス	著者名 真鍋真 平沢達矢 出版社 Gakken 2,420円(税込)	7位	いちばんかんたん+いちばん お値うち家計ノート 2026	著者名 一 出版社 小学館 310円(税込)
3位	ハーバード、スタンフォード、オックスフォード… 科学的に証明された すごい習慣大百科	著者名 堀田秀吾 出版社 SBクリエイティブ 1,760円(税込)	8位	シークレット・オブ・シークレット 上	著者名 ダン・ブラウン 越前敏弥 出版社 KADOKAWA 2,750円(税込)
4位	明るい暮らしの家計簿 2026年版	著者名 ときわ総合サービス 出版社 ときわ総合サービス 1,045円(税込)	9位	シンプル家計ノート 2026	著者名 一 出版社 オレンジページ 310円(税込)
5位	命の燃やし方	著者名 鈴木大飛 出版社 講談社 1,650円(税込)	10位	成瀬は都を駆け抜ける	著者名 宮島未奈 出版社 新潮社 1,870円(税込)

文庫・コミック除く

2025年11月01日(土)～2025年11月30日(日) 有隣堂全店調べ



神貨協連情報

神奈川県貨物自動車事業協同組合連合会 TEL045-471-7323

神奈川県優良組合表彰を受賞しました

このたび、弊会は「令和7年度 神奈川県優良組合表彰」を受賞いたしました。

本表彰は、事業活動を活発に行い、業績が優良で他の模範となっている中小企業組合に贈られるもので、長年にわたり弊会が積極的に事業を推進してきたことが評価され、今回の受賞に至りました。

表彰式は2025年11月27日(木)14時15分から、神奈川県庁本庁舎3階大会議室で執り行われ、会長の飯沼健史が出席いたしました。式では神奈川県副知事平田良徳様より表彰状が授与され、温かく和やかな雰囲気の中、授賞式が進められました。

今回の受賞を励みに、今後も弊会は会員組合の皆さまの活動を支援し、組合全体の発展に向けて努めてまいります。



ミドリ安全(株)安全用品特価販売のご案内（組合員様限定）

弊会では会員協同組合の組合員様を対象に、ミドリ安全(株)のアルコールチェッカー、腰部保護ベルト、腰部保護ベルト一体型パンツ、サングラス仕様 保護メガネ、アンクルガード付スニーカーなどを斡旋しています。

公式通販サイト価格の約
1~3割引きでお求めいただけます。

詳しくは弊会までお問合せください。

※弊会の会員協同組合に未加入の事業者様は対象外となります。



弊会では会員協同組合の組合員様限定で、一般価格よりお安く購入できる商品を多数ご用意しています。詳しくはホームページ（※「神貨協連」で検索）をご覧ください。

陸災防神奈川県支部情報

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 神奈川県支部 TEL045-472-1818

■フォークリフト講習等 資格取得のご案内（令和8年1月～3月）

陸災防神奈川県支部

陸災防神奈川県支部では、フォークリフト講習をはじめ、各種講習会を実施しております。

従業員の資格取得に活用してください。いずれの講習も席に余裕がありますのでぜひ受講してください。

なお、科目により雇用調整助成金の教育訓練に該当することもあります。詳細は神奈川労働局職業安定部職業対策課（神奈川労働局ホームページ→各種法令手続き→助成金・奨励金・給付金→雇用調整助成金）をご参照ください。

科 目	日 時	会 場	受 講 料
フォークリフト運転技能講習	2/14(土)15(日)21(土)22(日)	北相貨物自動車協同組合（愛川） (学科・実技)	40,150円 ↓ 38,500円 ※テキスト (1,650円) 割引中！
	1/17(土)18(日)24(土)25(日)	川崎総合物流運輸協同組合 (学科・実技)	
	3/7(土)8(日)14(土)15(日)		
はい作業主任者技能講習	1/29(木)30(金)	神交共ビル（学科）	9,680円
積卸し作業指揮者教育	2/10(火)	神交共ビル（学科）	7,420円
車両系荷役運搬機械等作業指揮者教育	2/6(金)満席	神交共ビル（学科）	7,420円
TGL特別教育講師 (インストラクター)養成講座	1/20(火)	神交共ビル（学科）	詳細は次ページを ご覧ください

神交共ビル…新横浜 川崎…川崎総合物流運輸協同組合
愛川…北相貨物自動車協同組合（神ト協相模原SC）

〈問合せ・申込先〉

陸災防神奈川県支部

〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-13-4 神交共ビル3階 TEL 045-472-1818 FAX 045-472-1305

案内書・申込書を送付いたします。

ホームページ…[陸災防神奈川県支部](#)  案内書・申込書を取り出せるほか空き状況も掲載しています。

冬季における転倒防止対策

冬季は、路面の凍結や積雪などにより荷役作業等に限らず転倒災害が多く発生する傾向があります。
次の4つに留意して転倒災害を防ぎましょう。

1 天気予報に気を配る

寒波が予想される場合などには、労働者に周知し早めに対策をとりましょう。

2 時間に余裕をもって歩行、作業を行う

悪天候による交通機関の遅れが見込まれる場合は、時間に余裕をもって出勤するようにし、落ち着いて作業をするように心がけましょう。屋外では、小さな歩幅で靴の裏全体を地面に付けて歩くようにしましょう。

3 駐車場の除雪・融雪は万全に、出入口などにも注意する

駐車場内や、駐車場から職場までの通路に、除雪や融雪剤の散布を行いましょう。また、出入口には転倒防止用マットを敷き、照明設備を設けて夜間の照度を確保しましょう。

4 職場の危険マップ、適切な履物、歩行方法などの教育を行う

職場内で労働者が転倒の危険を感じた場所の情報を収集し、危険マップなどにより労働者に伝えるようにしましょう。また、作業に適した履物選びや、雪道や凍った路面上での歩き方を教育しましょう。

令和7年度 陸上貨物運送事業

「年末・年始労働災害防止強調運動」実施中

実施期間：令和7年12月1日から令和8年1月31日

スローガン：「適度なストレッチを習慣に みんなで取り組む腰痛予防」

テールゲートリフター特別教育講師 (インストラクター) 養成講座のご案内

陸災防神奈川県支部

労働安全衛生規則が改正され、令和6年2月1日から、テールゲートリフターを使用した荷を積み卸す作業は、特別教育を修了した作業者でなければ行わせることができなくなりました。したがって、テールゲートリフターを使用した荷を積み卸す作業者に対して特別教育を実施しておくことが必要となります。

この養成講座は、社内で特別教育を行う講師となる方を対象とした講習です。特別教育における教え方のポイントなどを教授します。本講座の修了者には修了証を交付します。

当支部では、今回下記の日時にて講座を開催しますので、受講されますようご案内いたします。

※受講者特典 ①学科教育講義用資料の電子媒体へのアクセス用URLの提供、②「実技教育のポイント」動画教材へのアクセス用URLの提供、③学科教育用映像補助教材（DVD）の割引販売（陸災防会員：15,400円（税込、30%off） 非会員：18,700円（税込、15%off））

1. 日時・場所

開催日	令和8年1月20日(火)	定員	入金最終締切日
時 間	10:00~16:15		1/13(火)
場 所	神交共ビル 研修室 横浜市港北区新横浜2-13-4	30名	

2. 受講料（税込 含、テキスト代） 陸災防神奈川県支部会員 35,200円
陸災防神奈川県支部会員以外 45,100円

3. 修了証の交付 講習を修了した方に対して、修了証を交付いたします。

4. 申し込み締切り 1月13日(火)(ただし定員になり次第締切れます)

5. 受講申し込み・入金方法

下記の受講申込書にご記入の上、FAX送信してください。(先着順受付)
満席の場合以外は連絡いたしません。FAX送信後一週間以内に次のいずれかの方法で受講料のお支払いをお願いします。
※事前のご入金をお願いします。講習当日のお支払いは受付しておりません。

- ①下記口座に受講料を振り込んでください。 ※入金確認後、FAXにて受講票と地図を送信いたします。
- ②受講料を現金書留にて郵送してください。
- ③受講料を陸災防神奈川県支部に持参してください。

振込口座：りそな銀行横浜支店 普通口座 0286304 陸上貨物運送事業労働災害防止協会神奈川県支部
住所 〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-13-4 神交共ビル3階 陸上貨物運送事業労働災害防止協会神奈川県支部 TEL 045-472-1818 FAX 045-472-1305

.....切り取らずにこのままFAXしてください (FAX: 045-472-1305)

令和 年 月 日

テールゲートリフター特別教育講師養成講座受講申込書

事業場名

所在地 〒

会員区分 陸災防神奈川県支部会員・それ以外

TEL FAX 担当者名

受講者氏名	生年月日	役職名

※ご記入いただいた情報は、受講者への連絡、修了証作成等講習会実施のためだけに利用します。

陸災防からのお知らせ

厚生労働省補助事業

荷役災害防止担当者研修

(陸運事業者・荷主等向け)

陸上貨物運送事業の労働災害の約7割は、トラックの荷台等からの墜落・転落等の荷役作業中に発生しています。さらに、その約7割は、荷主等(荷主、配送先、元請事業者等)の事業場で発生しています。このため、厚生労働省では「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を策定し、陸運事業者の実施事項、荷主等の実施事項を示しています。

本年度は、陸運事業者と荷主等双方の担当者に対する安全衛生研修を次のとおり行います。

この研修は、荷主等の自社の労働者の労働災害防止対策にも参考となる墜落・転落災害、フォークリフト、クレーン、ロールボックスパレット等による災害防止に関する内容も含まれています。関係者の皆様には積極的なご参加をお待ちしています。

開催日時 令和8年 2月4日(水)13:00-17:00

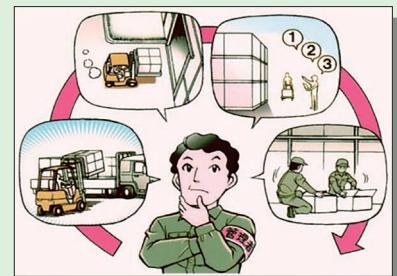
開催場所 神交共ビル研修室
(住所 横浜市港北区新横浜2-13-4)

定 員 50名(先着順です)

内 容 荷役災害防止の担当者に対する安全衛生教育
カリキュラムに準じる(陸運事業者・荷主等
向け)荷役災害防止担当者教育

参加費及びテキスト代 無料

申込方法 下記参加申込書にご記入いただき、陸災防神奈川県支部までファックスでお申込みください。
なお、受講票等は送付いたしません。
申込締切は、令和8年1月28日(水)です。ただし、定員に達し次第締め切ります。



受講証明 受講者には、受講証明書をお渡します。

問合せ先 陸上貨物運送事業労働災害防止協会(陸災防)
神奈川県支部 TEL: 045-472-1818

..... 切り取らずにこのままご送信ください。

参加申込書

FAX.045-472-1305

ふりがな 参加者氏名①		所属・役職	
ふりがな 参加者氏名②		所属・役職	
事 業 場 名	(業種:)		
所 在 地	〒	-	
電 話 番 号			
ご担当者氏名	電話番号()	ー	ご担当者

参加申込書にご記入いただいた情報は、本研修以外は使用いたしません。

陸運事業に関する法改正についての解説が、陸災防本部発行の「陸運と安全衛生」1月号（令和8年1月10日発行）に掲載される予定です。
登録無料 <https://fofa.jp/rikusai/a.p/101/>

MAIN POINTS OF THE REVISION

改正の主なポイント

注文者による配慮

全業種に

注文者が仕事を注文する際、作業期間、納期等、注文先の仕事の安全衛生を損なう条件とならないように配慮しなければならないという責務が、全ての注文者に適用されることを明確化。

R7(2025).5.14施行

01

元方事業者等の措置

対象拡大

これまで実施してきた労働災害防止対策に個人事業者等（中小企業の役員等を含む。）も取り込み、労働者のみならず、個人事業者等による業務上の災害を防止するため、労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種の措置を定めました。

R8(2026).4.1施行

02

業務上災害報告制度の創設

新設

個人事業者等の業務上災害について、厚生労働省への報告制度を新設（原則、電子申請）

R9(2027).1.1施行

03

個人事業者等自身による措置

義務化

労働者と同一場所で作業する個人事業者等に以下を義務化。

- 構造規格・安全装置を具備した機械の使用
- フォークリフトなどの機械の定期自主検査の実施
- アーク溶接など危険・有害業務に従事する際の安全衛生教育の受講

R9(2027).4.1施行

04

作業場所管理事業者による作業間の連絡調整等

義務化

作業場所を管理する事業者※1に対し、当該場所で危険・有害な業務※2等が行われる際に当該場所で作業を行う関係者間の連絡調整等の措置を義務化。

※1 仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するもの

※2 自社又は請負人に係る作業従事者による作業

R9(2027).4.1施行

05

参加登録は
こちらから



4、5の制度の詳細は今後、厚生労働省令にて規定

全国13都市・オンラインにて説明会を開催

2026.2.19
14:00~16:00 木 在宅ワーク疲れ “見えない過労” からどう守る?

東京・渋谷区 東京ウィメンズプラザ

ゲストで
登場!

14:00~16:00
2025.12.16 火

東京
新宿区 新宿文化センター
東京の現場をもっと安全に!
元請・下請ができること

14:00~16:00
2026.1.13 火

北海道
札幌市北区 北海道立道民活動センター
かでる2・7
冬の職場をどう守る?
雪・氷との付き合い方と安全対策

14:00~16:00
2026.1.14 水

北海道
旭川市 旭川市民文化会館
在宅ワーク疲れ
“見えない過労” からどう守る?

14:00~16:00
2026.1.16 金

宮城
仙台市青葉区 仙台市戦災復興記念館
農業現場の安全をどう守る?

14:00~16:00
2026.1.26 月

石川
金沢市 石川県地場産業振興センター
災害復旧の現場で安全をどう守るか?

14:00~16:00
2026.1.27 火

愛知
名古屋市中村区 東桜会館
あなたの職場にある危険!
化学物質と機械の安全管理

14:00~16:00
2026.1.29 木

大阪市東成区 コミ協ひがしなり区民センター
大阪の現場をもっと安全に!
元請・下請ができること

14:00~16:00
2026.1.30 金

兵庫
神戸市中央区 神戸地方合同庁舎
安全を運ぶ時代へ。
(第4共用会議室)
物流現場の安全最前線

14:00~16:00
2026.2.2 月

広島
広島市中区 広島合同庁舎（大会議室）
立場を越えてつながる造船現場の
安全の輪をどう作る?

14:00~16:00
2026.2.3 火

愛媛
松山市 愛媛県県民文化会館
造船の現場を守る!
安全第一のモノづくりとは?

14:00~16:00
2026.2.5 木

福岡市博多区 福岡国際会議場
荷物だけじゃない。
人の安全を運ぶ物流現場の実現

11:00~13:00
2026.2.17 火

沖縄
那覇市 沖縄ラフ&ビース専門学校
観光を支える人を守る!沖縄の職場に
必要な安全と健康管理

広告

神交共 安全情報・事故事例

No.219

シンクロ追突事故！

総賠償額 30 万円

事故の状況

普通貨物車を運転しているAは、信号待ちから発進したところ、停止していた前車Bに追突した。

運転者の話

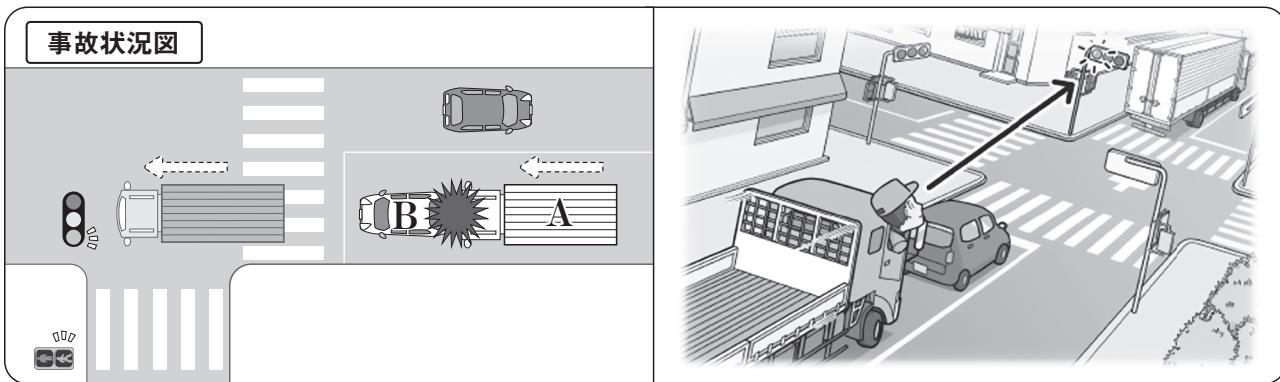
信号が青に変わり、前々車のトラックが発進したので、自車も発進したのですが、目前にいたBはまだ発進しておらず、そのことに気づかず追突してしまいました。

発進時に、Bの動静を確認していれば防げた事故だと思います。

事故防止のポイント

この事故の原因は、前々車のトラックの動きにつられて発進してしまい、前車Bの動静をよく確認しなかったことです。

視点の高いトラックドライバーの目線は、直前の小さな車両より、その前方の同じ目線の高さにある周囲の大型車両などにいきがちです。そのため先にいる大型車両の発進に同調したまま、前方の状況が確認不足の状態で発進してしまったシンクロ追突事故を起こしやすくなります。追突事故防止のため、発進時はアンダーミラーも活用し、直前の車両へ十分注意を払い、前方確認を徹底しましょう。



～コメンタリー運転で事故防止～

“信号発進 よし！” “前車 停止”など、
声に出すコメンタリー運転を実践しましょう。



1月 の安全推進重点項目は、

追突事故の防止
～「見込み発進」の防止～
です。

1月 の安全運転推進スローガン

発進は
ゆとりの心
再確認

神奈川県自動車交通共済協同組合にご加入ください

私たちは、トラック運送事業者の皆様に、“安心”的自動車共済・自賠責共済と“安全”的事故防止事業を通じて、皆様の事業運営の一助となるよう共に歩みを進めている組合です。

交通共済の特徴

自賠責共済セット契約割引

対人共済契約に、自賠責共済をセット契約いただくと、対人共済掛金から一定額を割引いたします。

Gマーク割引（安全性優良事業所認定割引）

Gマークの認定を得ている組合員のご契約に際しては、一定条件のもと共済掛金を割引いたします。

神交共ロードサービス

当組合契約車両が所定のロードサービスをご利用の場合、1回のご利用毎に20万円を限度にご負担いたします。（自己負担金5万円あり）

配当金の還元

事業利益が生じた年度は組合員の皆様に還元しています。
昭和55年度から令和4年度までの配当金総額は60億円にもなります。

対人事故の場合の「臨時費用」、自損事故の場合の「特別費用」、車両事故の場合の「搬送費用」など、組合独自の費用共済金があります。

安心と安全を無料でご提供!!

（ご加入いただくと全て無料でご利用いただけます）

安全運転トレーニングセンター

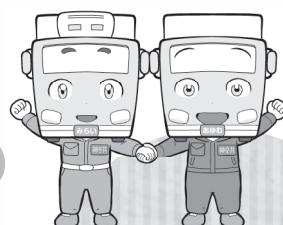
輸送安全規則に基づく「特別指導講習」

輸送安全規則に基づく「特別適性診断」

可搬型事故防止機器

運転者講習会の講師派遣

事故防止メールマガジン配信



全国トラック交通共済協同組合連合会
(交協連)のCMが放映中!



お問い合わせは業務部契約課宛にご連絡をお願いします!!

TEL. 045-475-2007 / FAX. 045-475-2009 E-mail : keiyaku@shinkokyo.or.jp



神奈川県自動車交通共済協同組合

詳しくはこちらから



広告

YAKO

WRECKER ROAD SERVICE

❖最高品質ロードサービス❖

—— 故障・事故 365日24時間出動 ——

- ☆普通車・中型～大型トラック・バス・トレーラー 対応可能
- ☆レッカー車・サービスカー 37台常時待機
- ☆日野自動車・いすゞ自動車・UDトラックス・三菱ふそう 各保険・リース提携 JHRネットワークサービス株式会社加盟
- ☆首都高速道路・NEXCO東日本・各社協定 保険切替え可能

—— 各営業所案内 ——

- 本社(鶴見区)
- 横浜湾岸営業所(神奈川区)
- 東京支店(大田区新蒲田)
- 麻布営業所(港区三田)



(有)矢向自動車工業

TEL (045) 581-2815

〒230-0001 横浜市鶴見区矢向1-5-39

URL <http://www.carclap.co.jp>

E-MAIL yako@carclap.co.jp



広告

全国トラック事業グループ保険 (災害保障特約付団体定期保険)

■問合せ先 総務部 経理課 TEL 045-471-5511



2018年度
給付実績

保険金・給付金	件 数	金 額
死亡保険金または高度障害保険金	30件	67,700千円
障害給付金	2件	3,400千円
入院給付金	24件	約2,988千円



医師による診査はなく
(簡単な告知のみ)
加入申込み手続は
簡単です！



広告

テレコムAIドライブレコーダーサポートプログラム <https://dr-license.jp/>

Drライセンス NEW!

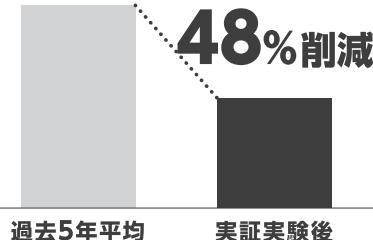
運転中のスマホ操作なども
イベント撮影できる

AIで運送事業者の交通事故削減をサポート。

最大48%の事故削減効果を実証

※10万走行kmあたりの事故発生件数。また、効果は実証実験での参考値です。

トラック500台



Drライセンス とは?

Dr.ライセンスイメージキャラクター

AIの画像認識技術と危険検知アルゴリズムにより、脇見運転・一時停止違反・車間距離不足など今までのドライブレコーダーでは測定することが難しかった「軽度のリスク運転行動」についてAIが気づきを与え運転行動の改善へと導く交通事故削減支援サービスです。

今まで見過ごされていた「脇見」や「車間距離不足」などを確認することができます。



脇見



車間距離不足



一時不停止



速度超過



急加速



急減速



急ハンドル



前方衝突警報



車間距離警報

後付けできる衝突防止補助システム

**モービルアイの警告情報が
事務所のデジタコ画面で確認できます。**

ヒヤリ
ハット

- クラウド型運行支援サービスにより、モービルアイの警報、位置情報もリアルタイムに把握。
- 各種帳票を作成するツールとモービルアイが連携、効率的に運用可能。
- 安全運転指導を強力にサポート。



DTS-D2D

DTS-G1D

違反・ヒヤリハットの
警報情報も事務所に
タイムリーに通知します



Mobileye 570

速度超過にも対応した
6つの警報で追突事故を防止



株式会社 **テレコム** 東京本社

〒143-0006 東京都大田区平和島4-1-23 JSプログレビル11階

●ホームページからのお問い合わせは <https://www.telcom-net.co.jp/contact.html>

●お電話でのお問い合わせは

TEL:03-3762-5091



広告

神奈川県トラック協会・全日本トラック協会 指定研修施設



総合交通安全センター

ドライビングアカデミー小田原

トラック協会指定研修

- ◆ 1日研修（1日間）
- ◆ 一般研修（2日間）
- ◆ 特別研修（3日間）

※いずれも安全教育訓練促進助成対象コースです。



国土交通省認定

運行管理者講習

- ◆ 一般講習・基礎講習…（貨物・旅客）

適性診断

- ◆ 初任診断、一般診断・適齢診断・特定診断 I

運行管理者講習日程

- ◆ 一般講習（貨物）令和8年2月19日
- ◆ 基礎講習（貨物）令和8年1月9、10、11日

お申し込みは小田原ドライビングスクールHPからお願いします。

※上記以降の日程は順次小田原ドライビングスクールHPでお知らせします。

テールゲートリフター

荷役作業特別講習

テールゲートリフターの操作に係る特別教育が義務化！

※ 講習日程等はドライビングアカデミー小田原HPでご確認ください。

(右のQRコードをご利用ください。)



運営 小田原ドライビングスクール

住所 小田原市蓮正寺540-2

電話 0465-36-1215

FAX 0465-37-4603

ホームページURL

http://odawara-ds.com/



広告

神奈川県公安委員会指定

飛鳥 Driving College ドライビングカレッジ川崎



安全研修センター

ドライバーの育成（免許取得・初任診断）から運行管理者講習までワンストップ対応

国土交通省認定

適性診断

日曜・祝日の他、平日の夜も診断実施
日々の業務に支障なく受診することが可能

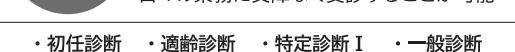
- ・初任診断
- ・適齢診断
- ・特定診断 I
- ・一般診断

国土交通省認定

運行管理者講習

飛鳥ドライビングカレッジならではの交通心理士によるアドバイスを含めた講習内容

- ・貨物（基礎講習・一般講習）・旅客（基礎講習・一般講習）



企業研修

交通心理士を中心とした講師陣が研修を担当
各企業様のニーズに応えた研修を実施

- ・新入社員研修
- ・事故者向け再教育
- ・出張講義 等



ドライバー養成・育成

業務に必要な様々な車種をラインナップ
企業様ごとに最適な免許取得スケジュールをご提案

- ・普通・大型・大型特殊・けん引・普通二種・大型二種

お問い合わせはこちらまで

適性診断・運行管理者講習はWEBからご予約が可能です

安全研修センターWEBサイト

飛鳥ドライビングカレッジ川崎 安全研修センター直通

〒210-0025 神奈川県川崎市川崎区下並木97
京浜急行本線・JR南武線 八丁畷駅より徒歩2分

044-380-5510 FAX 044-380-6610

受付時間 9:00～20:00(日祝は17:30)

定休日 月曜日



https://aska-stc.co.jp/

神奈川県トラック協会 会員事業者様

適性診断貸出用機器のお知らせ

自社で
一般診断
受診できます

いつでも!
好きな時間に
受診できます

自動車事故
減少に繋がります



«ご利用料金»

一般診断手数料 2,400円／人

運搬費用 お客様負担

機器ご利用料金 1,100円／日

※ナスバにて機器のご利用期間及び受診者数に応じた請求書を月ごとに発行いたします。

※指定の期日までお支払いください。

«ご利用の流れ»

1 ご利用契約

2 機器の搬送

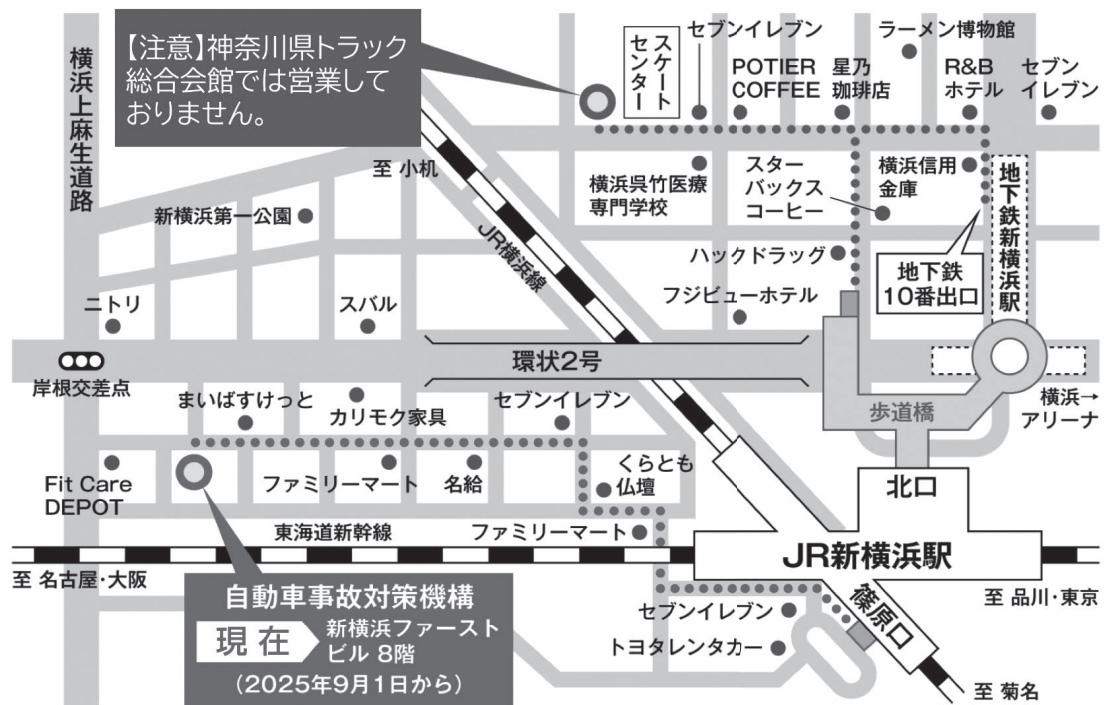
3 ご都合の良い時間に受診

4 機器の返却

5 受診料金等のご精算

ナスバ神奈川支所移転のお知らせ

この度、当支所はトラック総合会館の大規模改修に伴い、事務所を移転し、令和7年9月1日月曜日より移転先事務所にて業務を開始いたしました。引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。



ナスバ(独立行政法人自動車事故対策機構) 神奈川支所

横浜市港北区新横浜1-2-1 新横浜ファーストビル8階 TEL 045-471-7401 FAX 045-471-7405

運行管理者等基礎講習・一般講習のご案内

○ご予約はインターネット（<https://ks-yoyaku.nasva.go.jp/>）からお願ひいたします。携帯電話、スマートフォンからもご予約いただけます。

携帯電話・スマートフォンの方はコチラ



基礎講習

開催日	会場	会場住所	予約開始日
1月21日(水)～1月23日(金)	厚木商工会議所	厚木市栄町1-16-15	10月1日(水)
1月28日(水)～1月30日(金)	かながわ労働プラザ	横浜市中区寿町1-4	10月1日(水)
2月17日(火)～2月19日(木)	かわさき保育会館	川崎市川崎区渡田新町3-2-8	11月1日(土)

一般講習

※会場名に（動画）と記載のものは録画映像により受講する動画視聴方式です。

開催日	会場	会場住所	予約開始日
2月26日(木)	厚木商工会議所	厚木市栄町1-16-15	11月1日(土)
2月27日(金)	厚木商工会議所	厚木市栄町1-16-15	11月1日(土)
3月5日(木)	かわさき保育会館	川崎市川崎区渡田新町3-2-8	12月1日(月)
3月6日(金)	かわさき保育会館	川崎市川崎区渡田新町3-2-8	12月1日(月)
3月12日(木)	かながわ労働プラザ	横浜市中区寿町1-4	12月1日(月)
3月13日(金)	かながわ労働プラザ	横浜市中区寿町1-4	12月1日(月)

支所内開催

開催日	会場	会場住所	予約開始日
月初を除く平日開業日 (2月は6,12,13,20日のみ実施) ※3月は開催しません	NASVA神奈川支所（動画）	横浜市港北区新横浜1-2-1 新横浜ファーストビル8F	原則開催月 3カ月前より

※詳細についてはインターネット講習予約システムよりご確認ください。

なお、お申し込みの際は業態（貨物・旅客）をお間違いのないようご注意ください。

【お問合せ先】

独立行政法人自動車事故対策機構 神奈川支所 指導講習担当
横浜市港北区新横浜1-2-1 新横浜ファーストビル8F
電話番号：045-471-7401



本年も宜しく お願い申し上げます



トラック関係団体

一般社団法人 神奈川県トラック協会

会長	吉田 修一
副会長	藤木 幸二
〃	高橋 浩治
〃	飯沼 健史
〃	大竹 浩
〃	金谷 智司
〃	東海林憲彦
〃	高橋 英樹
専務理事	永島 和弘
常務理事	寺崎 慎一
〃	会田 修

神奈川県自動車交通共済協同組合

理事長	高橋 浩治
副理事長	吉田 修一
〃	大竹 浩
〃	大村 忠士
専務理事	大沼 豊和
常務理事	中臣 誠
〃	大塚 淳
〃	三原 輝美
〃	奥山 恵子
〃	野村 栄藏
〃	中山 秀雄
〃	松川 保

神奈川県 貨物自動車事業協同組合連合会

会長	飯沼 健史
副会長	高橋 浩治
〃	藤木 幸二
〃	高梨 信広
専務理事	永島 和弘

陸上貨物運送事業 労働災害防止協会神奈川県支部

支部長	吉田 修一
副支部長	藤木 幸二
〃	高橋 浩治
〃	飯沼 健史
〃	大竹 浩
〃	金谷 智司
〃	東海林憲彦
〃	高橋 英樹
常務理事	黒谷 一郎

神奈川トラック時報 第798号 令和8年1月1日

●発行所 一般社団法人 神奈川県トラック協会 〒222-8510 横浜市港北区新横浜2-11-1 TEL.045(471)5511 FAX.045(471)9055

●編集発行人 広報委員長 伊藤保義

●編集委員 秋元伸介、大門ヒロ子、茅野宏行、隆志 学、飯島知徳、遠藤康介、佐野聰子、今野杏圭、村石久美

●購読料1部 100円（本紙の購読料は月会費に含まれております）

事業者の皆さんへ

一方的な
価格決定

手形払い

法適用逃れ

令和8年1月1日施行
下請法・下請振興法が
取適法・振興法に変わります!

CHECK POINT 法改正に伴い名称変更・用語の見直しも!

下請法→中小受託取引適正化法(取適法) 親事業者→委託事業者
下請振興法→受託中小企業振興法(振興法) 下請事業者→中小受託事業者

取適法5つの改正ポイント

- 協議に応じない一方的な価格決定の禁止
- 手形払等の禁止
- 適用基準に従業員基準を追加
- 対象取引に特定運送委託を追加
- 面的執行の強化

振興法4つの改正ポイント

- 多段階の事業者が連携した取組への支援
- 国・地方公共団体の責務規定新設
- 主務大臣による権限強化「勧奨」
- 適用対象の追加

改正内容の詳細は
WEBサイトを確認!

公正取引委員会
取適法・振興法
特設WEBサイト

中小企業庁
振興法
特設WEBサイト

公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

中小企業庁

※本紙には重要な項目が含まれておりますので、社内回覧などをお願いいたします。

回覧									
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

